

特定震災特例経営強化計画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第11条第2項)

平成23年12月

いわき信用組合

特定震災特例経営強化計画 目次

はじめに	・・・	1
第1 特定震災特例経営強化計画の実施期間	・・・	2
第2 経営指導契約の内容	・・・	2
(1) 契約期間	・・・	2
(2) 指導及び助言	・・・	2
(3) 報告の提出	・・・	2
(4) モニタリング及び監査	・・・	3
第3 損害担保契約の内容	・・・	3
第4 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	・・・	3
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針	・・・	3
① いわき市の経済・地域情勢		
② 東日本大震災による影響		
③ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化のための基本的な取組姿勢		
(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策	・・・	8
① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策		
② 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制		
③ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策		
(3) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策	・・・	16
① 被災者への信用供与の状況		
② 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する施策		
(4) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	・・・	27
① 創業又は新事業の開拓に対する支援にかかる機能の強化のための方策		

② 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援にかかる機能の強化の方策	
③ 早期の事業再生に資する方策	
④ 事業の承継に対する支援にかかる機能の強化の方策	
第5 全信組連による優先出資の引受にかかる事項	・・・ 29
(1) 優先出資の金額・内容	・・・ 29
(2) 金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方法	・・・ 30
① 必要資本額の根拠	
② 当該自己資本の活用方針	
第6 剰余金の処分の方針	・・・ 31
第7 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保の方策	・・・ 31
(1) 経営管理にかかる体制及び今後の方針	・・・ 31
① ガバナンス体制	
② 内部監査	
③ 今後の方針	
(2) 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針	・・・ 32
① 内部監査体制	
② 外部監査体制	
③ 今後の方針	
(3) 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況並びにこれらに対する今後の方針	・・・ 33
① 信用リスク管理	
② 市場リスク管理	
③ 流動性リスク管理	
④ オペレーション・リスク管理	
⑤ 情報開示の充実	

特定震災特例経営強化計画

はじめに

いわき信用組合（以下、「当信用組合」という）は、昭和23年7月31日に設立され、以降、協同組織金融機関として、相互扶助の精神に則り、「地域社会への貢献」を使命として、これまで蓄積してきた信頼と実績を基盤に、効率経営に徹しながら経営の安定化に尽力し、良質な金融サービスを提供することで地域経済の発展の一翼を担ってまいりました。

そのような中、平成23年3月11日午後2時46分、国内観測史上最大となるマグニチュード9.0の巨大地震が発生し、それに伴う大津波が太平洋沿岸を襲い、当信用組合の主要な営業エリアであるいわき市、双葉地区を含めた県内外に未曾有の被害をもたらしました。さらに、原発事故の影響も加わり、商工業・漁業・農業等の業種を問わず、当信用組合のお取引先にも甚大な被害が生じております。

このような事態を受け、地域の皆様が懸命に復興・再生に努力されている中、当信用組合では、直接・間接的に被災されたお取引先を含め、地域の中小・零細事業者や個人の皆様方に対し、十分な金融仲介機能を發揮していくことが、地域経済の復興と活性化に不可欠であると考えます。また、相互扶助を理念とする協同組織金融機関だからこそ出来る特性を活かし、独自性を発揮した地域経済活性化への取組みが強く求められているものと認識しております。

かかる使命を十分に果たしていくため、当信用組合では、今般、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下、「金融機能強化法」という。）附則第11条に規定する特定震災特例協同組織金融機関として資本支援を受けるべく、信用組合業界の系統中央機関である全国信用協同組合連合会（以下、「全信組連」という。）を通じ、資本支援の要請を行うこととしました。

今後は、財務基盤の強化と、東日本大震災からの復興支援及び地域の中小規模事業者等への信用供与の円滑化に向けた態勢を整え、本経営強化計画に基づいた、様々な施策に取組んでまいります。

第1 特定震災特例経営強化計画の実施期間

当信用組合は、金融機能強化法附則第11条第1項第1号の規定に基づき、平成23年4月から平成28年3月までの特定震災特例経営強化計画（以下、「強化計画」という。）を実施いたします。

なお、今後強化計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、または生じることが予想される場合には、遅滞なく全信組連を通じて金融庁に報告いたします。

第2 経営指導契約の内容

(1) 契約期間

当信用組合では、全信組連との間で、金融機能強化法附則第11条第1項第2号の規定に基づき、経営指導契約を締結いたします。

当該契約の締結日は、同法第26条の規定に基づき、全信組連が買取りを求める信託受益権にかかる優先出資のうち、当信用組合が発行するものの払込期日とし、期日は同法附則第16条第3項の規定に基づく経営が改善した旨の認定または同法附則第17条第2項の規定に基づく事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定のいずれかを申請する日までとすることとしております。

(2) 指導及び助言

当信用組合では、経営指導契約に基づき、全信組連より、被災債権の管理及び回収に関する指導その他業務の改善のために必要な指導及び助言を受け、これに基づいた適切な業務実施を行っていくこととしております。

(3) 報告の提出

当信用組合では、経営指導契約に基づき、全信組連からの求めに応じ、自らの業務及び財産の状況に関する以下のようないい報告を適時・適切に行ってまいります。

- ◇ 特定震災特例経営強化計画の履行状況報告書（半期毎）
- ◇ 被災債権の管理・回収に関する報告書（半期毎）
- ◇ 各期末における財務諸表等（半期毎）
- ◇ その他業務及び財産の状況にかかる報告（隨時）

(4) モニタリング及び監査

当信用組合では、経営指導契約に基づき、全信組連による、強化計画の進捗状況等にかかる定期または随時のモニタリングを受けるとともに、原則として毎年、全国信用組合監査機構による監査を受査することとしております。

また、当信用組合は、モニタリング及び監査に協力し、必要な指導・助言を受けることとしております。

第3 損害担保契約の内容

金融機能強化法附則第19条第1項において、事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定を受けた特別対象協同組織金融機関等は、預金保険機構に対し、被災債権の譲渡その他の処分について締結した損害担保契約により生じる損失の一部を補てんするための契約の締結を申し込むことができるとされておりますが、当信用組合は、現時点では、被災債権の譲渡その他の処分について損害担保契約を締結することは想定しておりません。

また、将来において、損害担保契約が必要とされる場合には、慎重な検討を行い、対応を図ってまいります。

第4 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

① いわき市の経済・地域情勢

当信用組合の主たる営業基盤である福島県いわき市は、重点港湾指定を受けた福島県最大の小名浜港を有し、東北地方で最も工業製造品出荷額が多い工業都市となっています。東は太平洋に面し、60kmに渡る海岸線に10か所の海水浴場と小名浜港を始めとする11か所の港を有しております、漁業・海産物加工業が盛んである一方で、年間を通して寒暖の差が少なく、東北地方の中では年間日照時間が最も長く、1日の平均気温が最も高い温暖な気候と国宝 白水阿弥陀堂、塩屋崎灯台等歴史的建造物、スパリゾートハワイアンズ、アクアマリンふくしま等の観光施設などの多彩な資源を活かした観光都市となっています。

【東日本大震災発生前のいわき市経済の主な指標】

		平成19年度 (平成20年3月)	平成20年度 (平成21年3月)	平成21年度 (平成22年3月)	平成22年度 (平成23年3月)
人口動向	世帯数 (件)	132,163	132,285	133,270	128,247
	前年比	1,349	122	985	▲ 5,023
	人口数 (人)	347,803	345,516	343,008	339,277
	前年比	▲ 2,316	▲ 2,287	▲ 2,508	▲ 3,731
生産活動	工業製造品出荷額 (百万円)	1,066,791	1,094,523	832,999	—
	前年比	▲ 7,286	27,732	▲ 261,524	—
	大口電力使用量 (千KWH)	1,443,672	1,344,963	1,165,587	1,209,241
	前年比	41,284	▲ 98,709	▲ 179,376	43,654
	小名浜港出入貨物 (千t)	16,926	17,729	14,135	—
雇用情勢	前年比	2,656	803	▲ 3,594	—
	有効求人倍率 (倍)	0.73	0.58	0.30	0.41
	有効求人数 (人)	42,030	37,445	25,896	31,296
個人消費	有効求職者数 (人)	57,315	63,627	86,169	75,149
	大型小売店販売額 (百万円)	76,093	74,527	68,353	66,815
	前年比	▲ 2,592	▲ 1,566	▲ 6,174	▲ 1,538
	自動車新規登録台数 (台)	20,941	19,079	20,361	18,145
建設需要	前年比	▲ 1,755	▲ 1,862	1,282	▲ 2,216
	新設住宅着工戸数 (戸)	1,857	1,863	1,758	1,608
	前年比	▲ 416	6	▲ 105	▲ 150
	建築確認申請受付 件数 (件)	1,469	1,325	1,223	1,146
	前年比	▲ 236	▲ 144	▲ 102	▲ 77

※出展:「人口動向」いわき市

「工業製造品出荷額」経済産業省 工業統計表(市町村データ) ★22年度計数については未公表

「大口電力使用量」東北電力、「小名浜港出入貨物」福島県小名浜港湾建設事務所★22年度計数は未公表

雇用情勢:いわき市 平公共職業安定所(パート含む)

個人消費:いわき未来づくりセンター、自動車検査登録事務所

建設需要:福島県土木部、いわき市建築指導課

② 東日本大震災による影響

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、当信用組合の主要な営業エリアである福島県いわき市において、地域の社会インフラを含め、多くの生産拠点や設備、住宅が地震による損壊もしくは津波による流出被害を受けたほか、海水浴場、港湾、隣接集落にも壊滅的な打撃をもたらしました。また、当信用組合のお取引先の被災状況につきましても、極めて甚大な影響が生じております。

さらに、その後に続いた原発事故では、同じく当信用組合の営業エリアである双葉郡広野町、楢葉町が立入禁止の警戒区域に指定され機能停止状態に陥っています。

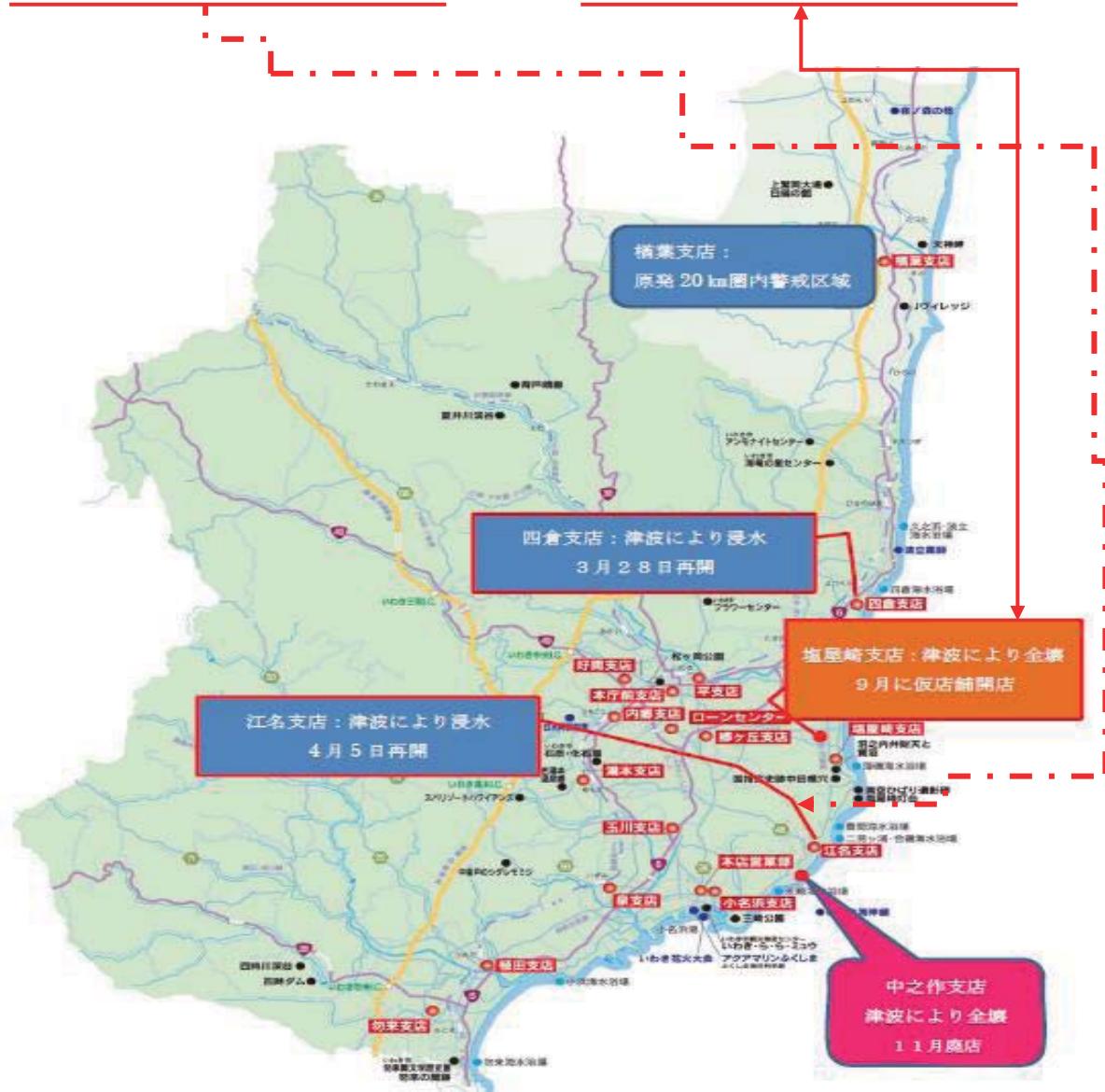
当信用組合におきましても塩屋崎支店、中之作支店が津波により全壊し、原発事故の影響による立入禁止の警戒区域内にある楓葉支店が営業できないなど、今般の事態は、まさに当信用組合創立以来の極めて深刻かつ重要な危機であると認識しております。



【いわき市豊間・薄磯地区の被災状況】



【当信用組合 塩屋崎支店（薄磯地区）】



いわき市地区別流出家屋状況調べ

※流出家屋数＝居宅のほか物置等も含む。世帯数ではない。

地域名	世帯数	全壊	大半壊	半壊	一部損壊	合計
久之浜地区	1,420	453	133	104	133	823
末続	127	48	0	8	5	61
金ヶ沢	21	23	2	1	0	26
市街	883	350	115	74	128	667
田之網	103	32	16	21	0	69
四倉地区	5,356	164	80	437	27	708
平地区	38,390	899	89	110	48	1,146
沼ノ内	720	47	4	32	14	97
薄磯	259	301	19	6	13	339
豊間	644	551	66	72	21	710
江名地区	1,147	68	35	33	104	240
走出		21	5	0	5	31
港		47	30	33	99	209
中之作地区		318	105	164	60	647
折戸	198	171	37	63	17	288
永崎	356	147	68	101	43	359
小名浜地区	15,552	117	240	365	83	805
下神白	964	23	26	105	22	176
市街	6,747	94	214	260	61	629
植田地区	5,384	111	74	53	7	245
小浜	288	31	12	7	6	56
岩間	204	80	62	46	1	189
勿来地区	14,018	85	37	153	153	428
錦須賀		67	24	8	1	100
関田		18	13	145	152	328
いわき市合計	2,215	793	1,419	615	5,042	

※情報出展：いわき市都市計画課

※世帯数については、平成22年国勢調査資料より

特にいわき市豊間・薄磯地区においては、地域世帯の相当数が流出している状況であります。海産物加工業を多く展開している地区でもあり、事業の再生・存続に懸命の努力をされている一方で、再建資金調達に不安を抱え、事業再開を断念する事業者も少なくありません。また、地域の社会インフラの損壊に加え、原発事故の影響による風評被害も加わり、多くの生産拠点や設備が、避難・不稼働の状況が続き、平成23年度第1四半期（4～6月期）の大口電力使用量は前年同期318,713千KWHに対し、187,243千KWH（▲41.3%）まで落ち込んでいる状況にあります。

また、雇用状況については、失業給付を受けている有効失業者数を表す雇用保険受給者実人員が、平成23年度第1四半期は、前年同期が 6,870人であったのに

対し、2倍強の15,215人（121.4%増）と極めて深刻な状況となっております。

さらに、依然として収束見通しの立たない原発事故の影響により、先行きに対する不透明感が色濃く残っていることなどから、平成23年度第1四半期の新設住宅着工戸数は、前年同期332戸に対し、253戸（▲23.8%）、建築確認申請受付件数は、前年同期273件に対し、140件（▲48.7%）と大幅に落ち込んでいるほか、自動車新規登録台数についても、前年同期 4,815台に対し、3,347台（▲30.5%）となっているなど、多くの経済指標に厳しい状況が表れています。

このように、未だ震災による爪痕は深く残っており、加えて原発問題の収束も遅々として進みませんが、一方で地域経済復興への取組みは官民一体となって進められており、震災直後は、原発事故の風評被害の影響から、いわき市内では3週間程度、物流が停止に近いほど滞った時期もありましたが、回復してきております。それに伴って、市外・県外に自主避難されていた方も、いわき市内に徐々に戻り始めているほか、原発事故の直接的影響により県外などに避難を余儀なくされた地域の方々のいわき市内への避難が活発化しており、民間住宅の借上げや仮設住宅の整備も進み、実質的には居住者も増加しております。

こうした現状の下、地元に根差した金融機関である当信用組合は、60余年に亘り築き上げた地域の皆様との絆を更に強くし、これまで以上の金融仲介機能の発揮による、地域復興支援が求められる状況にござります。

③ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化のための基本的な取組姿勢

当信用組合は、地元で生まれ、地元に育てられ、地元に支えられてきた金融機関であり、今こそ地元へのご恩返しをしなければとの思いを強くしております。東日本大震災の発生を機に、地域の中小・零細事業者や個人の方々に対する一層の円滑な資金供与や金融サービスの提供を行うことで、地域経済の活性化に貢献するとともに、地域の復興に向けた幅広い支援に積極的に取り組んでまいります。

当信用組合では、被災された方や避難を余儀なくされた方々の利便性に鑑み、震災発生の翌日からコールセンターを設置し、お取引先からの相談に対応してまいりましたほか、休日の営業対応、被災者向け商品の取扱い開始など、本来業務である金融機関としての対応を行ってまいりました。また、本来業務にとどまらず、避難所での炊き出しや支援品の提供、被災地域の清掃ボランティア活動など、地元と共に生きる信用組合として幅広く地域の方々、お取引先の皆様と手を取り様々な活動を行ってまいりました。



【避難所での炊き出し】



【津波被災地での瓦礫除去ボランティア活動】

当信用組合は協同組織金融機関として、原点である相互扶助の精神に基づき、これまでと変わることなく、お取引先との十分なコミュニケーションのもと、狭域高密度の経営で地域密着型金融の実践を通じ、地域の資金ニーズ、お取引先などからのご相談に迅速にお応えし、地域と共に復興に向け取り組んでまいります。

（2）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備の方策

ア. 復興支援にかかる関連部署の連携強化

当信用組合は震災発生以降、与信関連部署である審査部・管理部・事業支援部間において、定期的または随時のミーティングの実施により連携強化のうえ、中小規模事業者等に対する資金供給の円滑化・企業再生・事業承継・創業新事業支援にかかる態勢の強化を図ってまいりました。今後においても、与信関連部署と営業店間の情報共有化等さらに連携を強化し、震災による個々の被害状況と適時適切なニーズを把握し、復興に向けた対応を図ってまいります。

1. 相談体制の強化

お取引先からのご相談に対しましては、迅速にお答えしていく必要がありますことから、震災発生直後より事業支援部内に「いわしん情報センター」を設置して人員3名を配置し、震災に関する情報を一元管理しております。この一元管理を通じ、原発事故による損害賠償請求等、震災復興に関する情報を中心とした「いわしん災害復興支援ガイド」を策定するとともに、随時情報を見直し、発信しております。

今後も、「いわしん災害復興支援ガイド」を活用し、営業店窓口のスキルアップを図るとともにお取引先に情報を還元し、復興、生活再建に向けたご要望に応えてまいります。

お取引先などからのご相談事項に関しては、内容も多岐にわたり、また専

門的な知識も必要となりますことから、事業支援部において各営業店で受け付けた相談事項を集約し、関係部署と協議するなど連携を強化して適時・適切な対応を図ってまいります。

ウ. 戦略的な店舗配置

(A) 営業店ネットワーク機能の維持

原発事故の警戒区域内に立地しております柏葉支店は、平成 23 年 5 月 10 日からいわき市内の本庁前支店内に設けた店舗内店舗において相談業務を中心顧客対応を行っております。また、東日本大震災による津波のために全壊した塩屋崎支店は同年 9 月 20 日に仮店舗を移転新設いたしました。

これにより震災直後から近隣に立地する江名支店を代行店舗として営業を行ってきた中之作支店を除いて被災店舗の復旧を終え、震災前と同様の営業店ネットワーク機能を回復することができました。

(B) 戰略的な店舗展開

そのうえで、効率的、戦略的な店舗配置とするため同年 10 月から 11 月にかけて中之作支店、神谷支店、鹿島支店の 3 店舗の統廃合を行いました。震災により全壊し、以前から江名支店長が兼務により統括していた中之作支店は江名支店に、同様に平支店長が兼務により統括していた神谷支店は平支店にそれぞれ統合しました。また、鹿島支店はエリアの重なる玉川支店に統合いたしました。

廃止店舗施設のうち、旧鹿島支店は、平成 24 年 3 月に個人ローン全般を取り扱う専門スタッフを配置した「ローンセンター」を移転し、人員増強や取扱商品の拡大により、その機能を拡充してまいります。

また、神谷支店店舗設備は同じく被災信組である相双信用組合のいわき相談所に提供（平成 23 年 11 月 21 日開所）し、「信用組合」ネットワークを補完することとし、地元の信用組合同士の連携により地域の方々に対する金融サービス機会の充実を図っております。

これらの戦略的な店舗配置の実施により、より迅速に震災復興、地域活性化に対応してまいります。

エ. 営業体制の充実

(A) 効果的な人員再配置・営業力の強化

a. 人員の再配置による相談機能強化

当信用組合は、お取引先への円滑な信用供与による震災復興を図るため、お客様との窓口となります営業店の機能、渉外活動の強化が必要でありますこ

とから、統廃合店舗の所属職員を適性に応じて基幹店舗を中心に再配置し、取引先からの相談機能を充実させて金融支援を図ってまいります。

また、平成 23 年 9 月からは、本店営業部長が兼務により統括していた小名浜支店に新たに支店長を配し、人員を増強いたしました。同支店は津波の影響を受けた地域に立地し、高齢化が進む周辺住民を中心に『最も身近な金融機関』として金融サービスの提供を行っております。

これにより、津波による直接被害はもとより売上げの減少に伴う販路の変更や新規開拓、事業の再構築を余儀なくされる取引先をはじめ原発の警戒区域内からいわき市において事業の再建をめざす企業・事業者に対してもお客様との対話を旨とした協同組織金融機関としての特性を活かした営業活動の実施により事業性融資の提供を図ってまいります。

また、個人取引についても、「顔の見える」渉外活動やローンセンターの機能拡充などにより、時宜に応じたニーズを的確に把握し、取引機会の増加と深耕を図ってまいります。

b. ローンセンターの増強

上記のとおり渉外活動を通じた金融仲介を進めるとともに、平成 24 年 3 月に移転を予定している「ローンセンター」においては、渉外専担を含めた専門スタッフの増員（6 名→10 名）を行い、無担保消費者ローン、住宅ローンに加えて無担保ビジネスローンなどの事業性融資の取扱いを行うことで、より充実した営業体制を構築してまいります。

c. 若手職員の営業力の強化

当信用組合では、従来より営業店での通常業務においての OJT のほか、与信関連部署による勉強会の実施や外部講師による実践訓練研修を定期的に開催するなどして若手職員の育成に努めてまいりました。

今後は、今般の震災の影響に鑑み、若手職員の営業現場への登用機会の増加や実践に即した顧客対応、案件組成への指導を強化し、経験を積ませる中で、顧客ニーズへの肌感覚や迅速な顧客対応を可能とする能力向上に努め、既存のお取引先を含む地域の中小・零細事業者や個人の皆様方への円滑な信用供与・金融サービスの充実、質の向上に取り組んでまいります。

(B) 相談機能の強化

a. 情報収集機能の向上

当信用組合は、平成 20 年度より中小企業が抱える経営課題解決に向けた国

の支援事業に参画しており、各種団体や地域の商工会議所・商工会と連携しながら、相談機能の充実を図っております。(下表の通り)

また、「融資に係るご相談窓口」を全ての営業店に設置しているほか、顧問契約を締結している中小企業診断士による中小・零細事業者の経営課題解決に向けた相談を毎月実施するなど、お客様情報の収集とニーズの積極的な把握に努めています。

今後も、これらの相談窓口機能を通じ、地域の中小・零細事業者ならびに個人のお客様それぞれによって異なる震災の影響や復興の進捗状況を把握とともに、資金ニーズに的確かつ迅速に対応してまいります。

また、お取引先からの相談内容は幅広く、かつ専門的な知識等も必要となりますことから、営業店において受け付けた経営改善にかかる相談対応に関しましては事業支援部が一元的に管理のうえ、必要に応じ、適時・適切に関係部署と協議するなど、連携を強化し、迅速かつ丁寧な対応を実践してまいります。

国の中小企業支援事業（平成 20 年度～平成 22 年度）の相談等実績

相談事業	経営力の向上に関する相談	235 件
	創業・再チャレンジに関する相談	35 件
	事業承継に関する相談	10 件
	計	280 件
専門家派遣事業	52 回	
情報提供事業	経営革新セミナー	8 回
	I T 経営セミナー	3 回
法施策の活用	農商工等連携事業計画認定	1 件
	経営革新計画認定	1 件

b. ビジネスマッチングの機会創出

当信用組合では、平成 10 年に設立した取引先の経営者交流会「うるしの実クラブ」の活動のひとつとして、平成 19 年度より、当信用組合を媒介に、会員相互の事業の活性化、業況拡大・好転を目的としたビジネスマッチング交流会を毎年 1 回以上開催しております。これまで通算 5 回開催しており、毎回 100 社以上の会員企業の参加をもとに、約 80 件の商談が成立しております。

今後も、震災復興・地域経済の活性化に資するべく、交流会の開催頻度を上げるなど、取引先のニーズを踏まえたビジネスマッチングの機会を創出・提供してまいります。

ビジネスマッチング交流会の開催実績（平成 19 年度～平成 22 年度）

開催	開催日	参加企業数
第 1 回	平成 20 年 3 月 18 日	100 社
第 2 回	平成 21 年 1 月 20 日	118 社
第 3 回	平成 21 年 3 月 7 日	150 社
第 4 回	平成 21 年 12 月 4 日	120 社
第 5 回	平成 23 年 2 月 22 日	125 社

c. 休日営業、相談業務の実施

当信用組合では、震災発生以後、コールセンターにおける相談業務の取扱いを速やかに開始いたしましたほか、一部営業店において休日営業を実施し、各種相談に応じております。

当初は震災による被災店舗の代行支店で各種相談、手続きの取次ぎを行っておりましたが、店舗ネットワークの復旧に伴い、現在は原発事故の影響により休止を余儀なくされている楢葉支店の代行である本庁前支店と、津波による被害が最も大きかった地域にある塩屋崎支店の 2 店舗において、引き続き、土曜・日曜、祝日を含めた休日営業を実施しております。また、平成 21 年 11 月からローンセンターでの休日営業（祝日を除く）も行っております。

このような営業時間外の相談受付により、平日営業時間内にご来店されることが困難なお客様や、多岐にわたる震災復興資金のニーズ・各種相談への対応を引き続き実施することで、お客様の利便性向上に取り組んでまいります。

(C) 戦略的営業活動の展開

a. 地域に密着した営業活動の展開

当信用組合では、協同組織金融機関の特徴である相互扶助の精神と、『お客様の顔が見える』狭域高密度経営の実践として、当信用組合創立以来事業先及び個人宅を訪問しての集金業務や満期案内を通じ、お客様の満足度を高めるべく営業活動を継続して行ってまいりました。

今後も、引き続いての渉外活動に加え、基幹店舗への渉外職員の増強を実施することで足を使った渉外・訪問活動等の機動力を最大限に活かした渉外活動を行ってまいります。

これにより、未だ地震や津波被害からのインフラ復旧が完全ではない地域はもとより、いわき市全域が被災地域であるとの認識のもと、原発事故の警戒区域から避難され、いわき市内の仮設住宅に居住する方々を含めた地域の方々に対する金融サービスを強化し、地域全体の経済活動の復興、底上げを図り、地

域に根差した信用組合の特性を十分発揮した『親身で役に立つ金融機関』を体現してまいります。

b. 震災対応商品の提供と開発

当信用組合では、震災発生直後から震災対応商品の取扱いを開始し、地方公共団体との連携による融資を併せると、平成23年9月末までに、430件、4,346百万円の融資を実行しました。

具体的には、中小・零細事業者向けに資金繰りを支援する「いわしん災害復興資金」や「いわしん震災復興特別融資」を、個人顧客向けに当面の生活資金の手当てを目的とした「東日本大震災緊急生活支援資金」をいずれも低金利で提供してまいりました。さらに、住宅の復旧や修繕等に利用できる「いわしん災害復興住宅ローン」、住宅の復旧・自家用車の買換えに利用できる「災害復興多目的ローン」、自家用車の購入・修理に利用できる「震災被災者向けマイカーローン」、葬儀費用や墓石建立などに利用できる「メモリアルローン」といった被災者向けの独自商品を取り扱ってまいりました。

これらの商品の審査は、一部を除き当信用組合独自に行っており、対面によるヒアリングを丁寧に行うことで書面には表れないお客様個々の事情に即した与信判断が可能なため、協同組織金融機関としての特性を活かした機動的な資金提供を行っております。今後はこうした商品に加えて震災発生直後とは異なる資金ニーズ、すなわち原発事故の警戒区域に住居はあるもののいわき市内に新たに自宅を求める若年層のお客様あるいは津波による自宅流出から新たに自宅の購入をする中高年層のお客様などを対象とする無担保型の住宅ローン、あるいは震災前から主に貸金業者から資金調達を図ってきた事業者も融資対象とするビジネスローンなど本格的な地域復興の過程の中で従来からの金融機関の発想では掬いきれなかったニーズにもきめ細かく対応した新商品の開発に継続して取り組んでまいります。

東日本大震災関連商品と融資実績（平成 23 年 9 月末現在）
 (法人・個人事業者向け災害復旧支援事業)

【単位：件、千円】

商品名	プロパー・保証協会	資金使途	ご融資金額	ご融資期間	実行件数	実行金額
いわしん災害復興資金	プロパー	事業の再建に必要な運転・設備資金	運転・3,000万円以内 設備 5,000万円以内 ※福島原発事故の影響による事業再起の場合、運転・設備併せて3,000万円以内	運転 7年以内 設備 10年以内 (据置期間 2年以内)	76 件	686,540
いわしん災害復興特別資金	プロパー	事業の再建に必要な運転資金	1億円以内	1年以内	12 件	675,000
いわき市中小企業融資制度(災害対策特別資金)	保証協会 保証付	事業の再建に必要な運転・設備資金	3,000万円以内(いわき市中小企業融資制度の限度枠とは別枠)	10年以内 (据置 2年以内)	19 件	137,600
いわき市中小企業不況・倒産関連対策資金	保証協会 保証付	事業の再建に必要な運転・設備資金	運転・設備 3,000万円以内	10年以内 (据置 1年以内)	41 件	291,100
福島県緊急経済対策資金(震災対策特別資金)	保証協会 保証付	事業の再建に必要な運転・設備資金	運転・設備 8,000万円以内 (運転・設備併用の場合 8,000万円限度とする)	10年以内 (据置 2年以内)	12 件	210,500
ふくしま復興特別資金	保証協会 保証付	事業の再建に必要な運転・設備資金	運転・設備 8,000万円以内 (運転・設備併用の場合 8,000万円限度とする)	15年以内 (据置 3年以内)	186 件	2,208,850

(個人向け災害復旧支援事業)

【単位：件、千円】

商品名	プロパー・保証協会	資金使途	ご融資金額	ご融資期間	件数	金額
いわしん災害復興住宅ローン	プロパー	住宅の新築・購入・修繕(リフォーム等)・整地等	4,000万円まで	最長 35年以内	4 件	41,600
災害復興多目的ローン	ジャックス保証	自宅リフォーム(借換含む) 車購入(借換含む) 家財購入・医療費	リフォーム 1,000万円まで 自動車 500万円まで 家財 500万円まで	リフォーム 6ヶ月～20年 自動車 6ヶ月～8年 家財 6ヶ月～10年	48 件	86,650
マイカーローン	プロパー	車両購入・修理等	500万円まで	最長 7年以内 (罹災者の場合 最長 8年以内)	1 件	700
メモリアルローン	プロパー	葬儀費用。墓石建立・修理費用。 永代供養費用。 その他の冠婚葬祭費用支払い資金	100万円まで	最長 7年以内	6 件	4,650
東日本大震災緊急生活支援資金 (平成 23 年 9 月 30 日にて取扱終了)	プロパー	生活支援資金	30万円以内 (原則 10万円以内)	最長 3年 6ヶ月 (1年間据置可能)	25 件	3,410

② 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制

ア. 常務会による検証

強化計画につきましては、諸施策への取組状況を主管部署である総務部にて取りまとめのうえ常務会に報告し、その進捗状況を定期的に検証いたします。

強化計画に掲げる施策への取組みが捗々しくない場合におきましては、常務会においてその要因を把握のうえ、所管部に対し改善策の検討・策定を指示することにより、強化計画の着実な履行を進めてまいります。

イ. 理事会による検証

また、定期的に理事会へ報告することにより、非常勤の役員（地元の事業者等）の意見を伺い、必要に応じてその後の取組みに反映することにより、地元の復興、経済活性化への取組みに活かしてまいります。

③ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実の方策

ア. 担保・保証に過度に依存しない融資の促進

営業店での日常の業務活動における取引先事業者の業況把握や、財務・定性情報の集積による経営実態を踏まえた信用リスクの把握、事業の見通しや事業からのキャッシュフローを重視した融資審査の強化により、担保・保証に過度に依存しない融資の促進に取り組んでまいります。

イ. 復興に向けた法人・個人事業者向け融資の推進

当信用組合では、無担保・無保証のプロパー資金や福島県・いわき市の制度資金の震災関連融資の推進を図っておりまます。今後につきましても、相談機能の充実・営業力の強化によりまして、引き続き復興に向けた資金の提供に取り組んでまいります。

ウ. 信用保証協会保証付融資の推進

信用保証協会の低金利の融資制度は中小企業からの需要が多いことから、定期的に意見交換会を開催するなど、福島県中小企業団体中央会やいわき商工会議所との連携を進めておりましたが、東日本大震災からの復興に向け、その重要性を認識し、引き続き信用保証協会を活用した、低金利の各種制度融資の推進に取り組んでまいります。

エ. 政府系金融機関との協調

震災復興に向けた資金ニーズに対応するため、政府系金融機関との協調した融資や代理貸付にも積極的に取組み、信用供与の方法について、一層の充実を図ってまいります。

(3) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

① 被災者への信用供与の状況

当信用組合では、被災後の平成23年3月から9月にかけて、事業取引先、住宅ローン利用先等の被災状況の調査を実施しました。

調査の対象は、事業性資金取引先については、下記の調査対象外の先を除く1,325先、住宅ローン利用先等については、住宅ローン全先(1,450先)及び消費資金利用者7,241先のうち震災被災地区に居住している510先の計1,960先とし、訪問面談等により調査を実施しました。

また、被災状況については、代表者等の死亡・ケガ、社屋・工場設備・家屋等の損壊など地震・津波による「直接被害」、警戒区域からの避難など原発事故による影響による「直接被害」、仕入先・販売先の被災や震災による売上減少、勤務先の被災による収入減や失職、原発事故にかかる風評などによる「間接被害」の状況を調査しました。

この結果、本調査により確認できた被災債権は、1,210先、26,334百万円となっております。

被災債権の被災度合いについては、建物・店舗の全壊先、風評・収入減等により事業や生活に大きな影響を受けている先、原発事故による避難先の「影響大」の取引先は、672先(総与信に占める割合6.51%)、11,109百万円(同10.82%)、建物・店舗の半壊先の「影響中」の取引先は、68先(同0.65%)、6,802百万円(同6.62%)、建物・店舗の一部損壊先、収入減等はあるものの事業や生活への影響が軽微な先の「影響小」の取引先は、470先(同4.55%)、8,423百万円(同8.20%)となっています。

被災債権の状況については、事業等の回復可能性等を含め、その確認作業を継続して行ってまいります。

なお、震災後も延滞が発生していない先や条件変更を行っていない7,029先、17,621百万円については、調査対象外としております。

当信用組合の被災債権の調査実施状況

【金額単位：百万円】

	当信用組合の与信先		調査先数		調査債権額	
	先数	債権額	先数	構成比	債権額	構成比
事業性資金	1,623先	73,506	1,325先	81.64%	70,166	95.46%
消費性資金	8,691先	29,204	1,960先	22.55%	14,924	51.10%
	うち住宅ローン	1,450先	13,534	100.00%	13,534	100.00%
うち消費者ローン	7,241先	15,670	510先	7.04%	1,390	8.87%
合 計	10,314先	102,711	3,285先	31.85%	85,090	82.64%

【金額単位：百万円】

被災債権調査状況		被災先数	(構成比)	被災債権額	(構成比)
影響大		672先	6.51%	11,109	10.82%
建物・店舗全壊	事業性資金	38先	0.36%	1,567	1.53%
	住宅資金	59先	0.57%	607	0.59%
風評・収入減等（被害大）	事業性資金	38先	0.36%	3,074	2.99%
	住宅資金	6先	0.05%	81	0.08%
	消費資金他	148先	1.43%	144	0.14%
原発事故による避難	事業性資金	69先	0.66%	4,379	4.26%
	住宅資金	44先	0.42%	837	0.81%
	消費資金他	270先	2.61%	420	0.41%
影響中		68先	0.65%	6,802	6.62%
建物・店舗の半壊	事業性資金	32先	0.31%	6,350	6.18%
	住宅資金	36先	0.34%	452	0.44%
影響小		470先	4.55%	8,423	8.20%
建物・店舗の一部損壊	事業性資金	36先	0.34%	6,372	6.20%
	住宅資金	25先	0.24%	379	0.37%
風評・収入減等（被害小）	事業性資金	38先	0.36%	1,175	1.14%
	住宅資金	371先	3.59%	497	0.48%
	消費資金他	251先	2.43%	22,917	22.31%
(資金使途別計)	住宅資金	170先	1.64%	2,356	2.29%
	消費資金	789先	7.64%	1,061	1.03%
	合 計	1,210先	11.73%	26,334	25.64%
総与信		10,314先	100.0%	102,711	100.0%

※風評・収入減等（被害大）：風評等により、売上あるいは収入が減少し、事業や生活に大きな影響を受けている先

※風評・収入減等（被害小）：風評等により、売上あるいは収入が減少しているものの、事業や生活への影響が軽微な先

② 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する施策

当信用組合は、地元と共に生きる協同組織金融機関として、地域の復興や活性化へ向けた取組みを強化し、地域の事業者ならびにお住まいの方々に対し十分かつ円滑な資金供給を行っていくことが使命であります。国や地方自治体をはじめとする行政や公的機関、商工会議所等の経済団体や信用組合の系統中央機関である全信組連などの外部関係機関の協力を仰ぎながら、地元の復興、経済活性化に向けた取組みを強力に実行してまいります。

主な施策につきましては以下のとおりです。

ア. 相談機能の強化

当信用組合では、被災されたお客様からのご相談に適切に対応するため、各営業店に「融資に係るご相談窓口」を設置しております。

お客様からの相談内容、ニーズは多岐にわたりますことから、専門的な分野も含めお客様に適切に対応するため、相談窓口にかかる対応に関しましては審査部において、融資条件の弾力化や復興に向けた資金等にかかる相談内容を一元的に取りまとめ、債権管理部署である管理部との連携を図り的確かつ迅速な相談対応を行ってまいります。

また、原発事故による損害賠償請求や、復興にかかる融資制度をはじめ各種給付金・助成金等の情報を取りまとめた「いわしん災害復興支援ガイド」を策定し、お取引先に対して、復興に関する情報提供の充実に努めるとともに、当信用組合職員の相談対応のスキル・ノウハウの強化を図っております。

イ. 融資条件の弾力化及び積極的な融資対応

a. 返済条件の変更等

当信用組合では、これまで、金融円滑化法に基づき被災されたお取引先からの申し出を真摯に受け止め、元本の据置や金利引下げなど返済条件の変更等の柔軟な取扱いを実施してまいりました。

東日本大震災後の円滑化対応状況

東日本大震災以降の条件変更実行先(平成23年9月末基準)

【単位：百万円】

		条件変更実行	内 震災の影響による 条件変更
事業資金	先数	210	168
	金額	16,302	13,840
住宅ローン	先数	63	57
	金額	790	686
合計	先数	273	225
	金額	17,092	14,526

東日本大震災による約定弁済一時停止先(平成23年9月末基準)

事業資金	先数	23
	金額	2,034
住宅ローン	先数	19
	金額	188
合計	先数	42
	金額	2,222

これにより、平成23年9月末時点で事業性資金210先、16,302百万円（うち、震災の影響によるもの168先、13,840百万円）、住宅ローン63先、790百万円（うち、震災の影響によるもの57先、686百万円）の元本の据置や金利引下げなど返済条件の緩和を行っております。

b. 約定弁済の一時停止

被災されたお取引からの申し出を受け、既存融資について約定弁済を一時停止する取扱いを行いました。

これにより、事業資金23先、2,034百万円、住宅ローン19先、188百万円について、事業再建・生活基盤の確保に向けた支援を行ってまいります。

c. 復興に向けた対応

今後も、こうした貸出条件に対する弾力的な取扱い等が、お取引先を助け、ひいては地域経済の復興に寄与するとの認識のもと、無理のない返済や息の長い取引を通じ、復興に向けた支援を行ってまいります。また、併せて、事業再建に向けた意欲がありながら、震災や原発事故の影響により、生産設備を含む資産の大半を失ったお取引先に対し、国や地方自治体の助成金、補助金制度の活用についてアドバイスするとともに、復興支援にかかる融資の積極的な対応への取組みを進めてまいります。

さらに、被災債権の管理・回収につきましても、従来の手法にとらわれることなく、個別事情に応じた適時・適切な対応を図っていくとの方針のもと、

全信組連の指導を受けながら、お取引先の目線に立った対応をしてまいります。

ウ. 営業店拠点機能の維持・強化と機能の見直し

当信用組合では、地震・津波及び原発事故による深刻な被害を受け、震災発生以前の 19 店舗体制から、3 店舗を統廃合し、現在は 16 店舗体制となっております。

統廃合店舗に配置していた職員を、基幹店舗の渉外人員等へ再配置を行うことにより、より一層、お客様との直接の窓口となる営業店機能の維持・強化を図っております。

また、原発の警戒区域にあります楢葉支店につきましては、震災後のお取引先の避難状況等に鑑み、本庁前支店内に店舗内店舗として移設、営業することにより、被災したお取引先に対する金融サービスの提供に努めております。

今後は、国や県の地域再生に向けた取組みと歩調を合わせ、被災地の現状と、復興ステージの進捗状況に鑑みた店舗毎の特性も考慮し、お取引先の利便性向上や復興の実現に向け、必要に応じた店舗戦略の見直しを行ってまいります。

エ. 避難などにより当信用組合の営業地域を離れたお客様への総合相談窓口の開設の周知

当信用組合では、震災発生直後より、地震・津波による甚大な被害を受け避難した地域の方々の利便性を考慮し、避難先近隣店舗窓口に、預金・融資にかかる対応のほか、証書紛失・相続関連等の各種手続き相談を受け付ける、総合相談窓口を設置し、ラジオ・新聞・ホームページを活用し、広く告知しました。

今後も、引き続きお取引先の状況把握を進め、来訪が困難な状況となっているお客様に対し、電話等により、相談窓口の開設等の情報提供を行うことで、遠隔地へ避難されたお客様へのサポートを図ってまいります。

オ. 震災復興に向けた新商品の開発・提供

当信用組合では、震災発生直後から、事業性・個人向けの独自商品を開発・提供してまいりました（P14に記載の一覧表参照）。

今後も、こうした商品に加えて震災発生直後とは異なる資金ニーズにきめ細かく対応した新商品の開発に継続して取り組んでまいります。

力. 被災を受けたお取引先の事業再生・事業継承に向けての支援

(A) 事業再生への支援

a. 支援態勢の確立

当信用組合では、財務改善等の経営支援を行う事業支援先を選定し、本部と営業店が連携して経営改善計画の策定を支援するとともに、定期的なモニタリングを実施してまいりました。

経営改善支援等の取組み実績

平成 23 年 3 月末実績	
事業支援先	35 先 (23 グループ)
経営改善支援取組率	2.9%
再生計画策定率	100.0%

今回の震災の影響によりお取引先の経営環境は大きく様変わりしておりますので、お取引先の被災後の経営環境の変化や財務情報等の定量面における状況把握を行うほか、ヒアリングやモニタリングにより、経営者の意欲等の定性面の実態把握に努め、早期の事業再生が必要とされるお取引先を速やかに把握し、事業再生に向けた取組態勢を再構築いたします。

また、早期の事業再生が必要と認められる大口信用供与先や、再生プロセスが長期間に及ぶお取引先については、本部の与信関連部署である審査部・管理部・事業支援部が連携し、事業再生に向けた計画をお取引先と共に策定してまいります。

b. 外部機関との連携

お取引先の状況を総合的に勘案したうえで、中小企業診断士、税理士、弁護士等の各種専門家との協働や中小企業再生支援協議会との連携のほか、現在福島県が設立に向けた準備を進めている「福島県産業復興機構(仮称)」あるいは「東日本大震災事業者復興再生支援機構」の活用を検討してまいります。

c. 販路拡大等に向けての対応

・ 営業地域における販路拡大に向けての対応

販売先、仕入先等の被災あるいは風評被害等により、売上が減少しているお取引先におきましては、事業の継続に向けて、新たに販路あるいは仕入先を確保することが必要になってまいります。

当信用組合では、取引先の経営者交流会である「うるしの実クラブ」の活動に取り組んでおり、平成23年9月には、会員企業の声を受けて情報交換を開催したほか、平成24年2月には、ビジネスマッチング交流会を開催予定でございます。

また、事業支援部を主管部署として、いわき信用組合の店舗ネットワーク及び渉外活動を活用して地域内のビジネス情報の発・受信を捉え、ビジネスパートナー探しに努めております。

今後もこれらの取組みを継続するとともに、交流会の開催頻度を上げるなど、取引先のニーズを踏まえたビジネスマッチングの機会を創出・提供してまいります。

・広域的な販路拡大に向けての対応

当信用組合では、営業地域外における新たな販路等の確保に向けて、これまでに都留信用組合（山梨県）、共立信用組合（東京都）等、信用組合のネットワークを通じ、お取引の販路開拓を支援してきた事例もあります。今後は全信組連と相談のうえ、より広域なビジネスマッチングへの参加等を検討してまいります。

（B）事業の継承に対する支援

当信用組合の営業エリアにおいても経営者の高齢化が進んでいることから、事業承継は大きな経営課題のひとつとなっており、これまでにお取引先に対する中小企業診断士の派遣サービスによる相談会を行っております（平成22年度は2先に対して実施）。

今回の震災を契機として事業継承に関する支援ニーズはさらに拡大しているものと思われます。

このため、中小企業診断士の派遣サービスの実施によるお取引先企業の事業継承ニーズの把握に努めるとともに、中小企業基盤整備機構等を活用した事業継承セミナーの開催など、中小企業診断士、税理士、弁護士等の各種専門家と協働しながら、その課題解決に積極的に取組んでまいります。

キ. 二重ローン問題等への対応

当信用組合のお取引先の多くが、今般の震災及び原発事故の影響により、保有資産に壊滅的な損害を受けております。

また、これらのお取引先の中には、二重ローン（既存ローンと震災後の再建に向けた新たなローン）を抱えることとなる先も多く見込まれます。

当信用組合では、国や地方自治体をはじめとする行政や公的機関との連携を強化し、お取引先の再生の可能性を高めるという前提において、償還能力を超える部分の債権の圧縮するための手段として、事業再生ファンドの活用等を含め、DDSなどの金融支援や、私的整理ガイドラインの活用を検討するなど、これらの問題に対して積極的に取り組んでいく所存であります。

(A) 事業再生ファンド等の活用

福島県が二重ローン問題への対応として設立に向けた準備を進めている被災債権の買取ファンドである「福島県産業復興機構（仮称）」や「東日本大震災事業者再生支援機構」、さらには信用組合業界専用再生ファンド「しんくみリカバリ」について、今後の動向を見ながら、活用を検討してまいります。

a. 「福島県産業復興機構（仮称）」

現在、福島県では二重ローン問題への対応として、被災債権の買取ファンドである「福島県産業復興機構（仮称）」の設立に向けた準備が進められております。

当信用組合では、復興に向けた取組みとして、今後の動向を見ながら、当該ファンドの活用を検討してまいります。

b. 「東日本大震災事業再生支援機構」

現在、国において、東日本大震災による被害により、過大な債務を負っている事業者であって、被災地域で事業の再生を図ろうとする事業者に対する債権の買取り等を通じ、債務の負担を軽減しつつ、その再生を支援することを目的とする「東日本大震災事業再生支援機構」の設立準備が進められております。

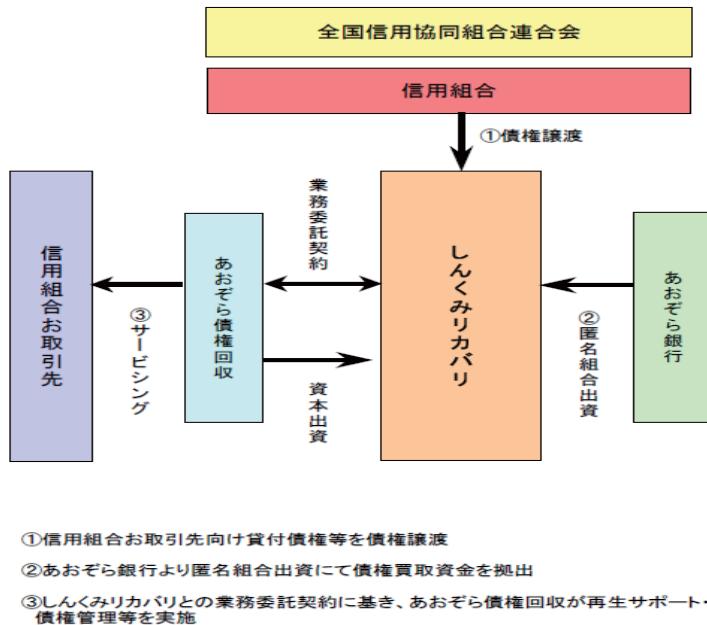
当信用組合では、復興に向けた取組みとして、今後の動向を見ながら、当該機構の活用を検討してまいります。

c. 「しんくみリカバリ」

信用組合業界では、業界専用再生ファンドとして「しんくみリカバリ」を設立しております。

当信用組合では、「福島県産業復興機構（仮称）」や「東日本大震災事業再生支援機構」と併せ、お取引先の状況・特性に応じて、当該ファンドの活用について検討してまいります。

再生ファンド「しんくみリカバリ」の概要



(B) 中小企業再生支援協議会等との連携

再生のために財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業については、中小企業再生支援協議会との連携により、中小企業診断士など外部の専門家を活用し、具体的な再生計画の策定を支援するなど、事業再生に向けた取組みを進めてまいります。

こうした事業再生において、DDSなどを含め、金融支援を検討してまいります。

(C) 私的整理ガイドラインに基づく債務整理への対応

平成23年8月より取扱いが開始された個人版私的整理ガイドラインによる債務整理の申請については、平成23年10月末時点で3件の相談を受けております。これまで申出に至った案件はありませんが、制度の導入趣旨に鑑み、ガイドラインの周知を行っていくとともに、お取引先の意向や状況を最大限に考慮したうえで、私的整理ガイドライン運営委員会や弁護士・税理士等とも連携し、債務整理等の相談・申出に対し適切な対応を図ってまいります。

ク. 人材育成

当信用組合では、地域密着型金融をより深く推進するうえで、お客様に対する適切な提案をするための正確な商品知識を有しているのはもちろんのこと、お客様のニーズに的確に応えるための幅広い知識の習得や、お客様とのコミュニケーション力、また、目利き能力を高めることが必要不可欠であると考え人材育成に取り組んでおります。

こうした考えのもと、研修カリキュラムの充実を図り、総合的な「力」を保有する人材の育成を行うこととしており、各部署において年次計画の中で下表のような取組みを実施しているほか、ファイナンシャルプランニング技能士取得を奨励しており、現在26名の有資格者（FP 2級）が活躍しております。

また、甚大な被害を受けた被災地域における復興支援の実効性向上に向けては、これに対応できる人材の育成が第一であるとの考え方のもと、若手職員に対する従来からのOJTの強化に加え、震災からの復興に向けた公的支援制度等にかかる研修会や各種内部勉強会等を着実に実施し、人材の育成に積極的に取り組んでおります。

今後は、上記取組みと併せて、経営指導契約に基づく全信組連からの指導・助言やモニタリング、監査機構による監査等を受けることで、外部からの視点を踏まえた人材の育成を図ってまいります。

部署名	取 組
業務企画部	渉外担当者及び窓口担当者のスキルアップ (内外部研修の実施(随時))
審査部	外部研修への積極的な参加による(融資担当及び渉外担当)審査能力の向上・渉外担当者の融資に対するスキルアップ及び相談能力の強化(コンサルティング業務)
管理部	債権管理回収のスキルアップ、全体研修の実施・積極的なOJTの取組み
事業支援部	コンサルティング機能発揮に向けたノウハウの蓄積・育成(中小企業診断士と連携した事業者への経営相談の現場でのノウハウの習得・実践、年2回の経営者ならびに職員向けのセミナー)
監査部	各種リスク管理態勢の指導・教育
事務管理部	事務指導(内部役席者・内部リーダー研修の年2回実施・事務ミスの原因や問題点の分析)臨店指導(事務ミス防止のための教育指導等)

ケ. 日本銀行の「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」への参加

当信用組合では、全信組連を通じて日本銀行による「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」に参加し、被災者の資金需要等に円滑に応じられるよう、潤沢な手元資金を確保できる態勢を整えております。

コ. 地方公共団体との連携

東日本大震災では、地震や津波、原発事故の影響も加わり、沿岸部を中心に行政機能も甚大な被害を受けております。

また、今後は、いわき市ならびに近隣市町村における復興事業費の調達について、地域金融機関への期待が高まるものと思われます。

加えて、広範囲・多岐にわたる震災被害からの復旧には多数の地元民間企業の協力が不可欠であります。

このため被災地域を営業エリアとする当信用組合では、「いわき市復興ビジョン」に掲げられた各種取組みへ参画するなど、行政や民間との連携を図るとともに、これらの諸活動において必要となる資金需要に積極的かつ十分に応じることが、速やかな地域の復興に求められるとの認識のもと、復興事業に関し、可能な限り円滑な資金供与を実施することで、地元経済の発展に寄与してまいります。

サ. その他外部機関との連携強化

当信用組合は、平成20年度より中小企業が抱える経営課題解決に向けた国の支援事業に参画しており、これまで培ってきた各種団体や地域の商工会議所・商工会との連携を活かしながら、被災者の支援をはじめとする被災地域における震災からの復興に取り組んでおります。

その一環として震災復旧・復興にかかる情報を「いわしん災害復興支援ガイド」にまとめて各支店において幅広く配布しております。

今後は、いわき商工会議所のホームページに当信用組合の被災者向けの独自融資商品の情報を掲載するなど連携を強化して、当信用組合の既存取引先以外の中小・零細事業者に対しても、協同組織金融機関ならではの独自融資商品を提供してまいります。

シ. 当信用組合ならびに信用組合業界による被災地支援の取組み

(A) 当信用組合の取組み

当信用組合では、被災発生以降、被災された方や避難を余儀なくされた方々の利便性を第一義に、本来業務である円滑な金融サービスの提供を通し

て、金融機関としての対応を行ってまいりましたほか、本来業務にとどまらず、避難所での炊き出しや支援品の提供、被災地域の清掃ボランティア活動など、地元と共に生きる信用組合として幅広く地域の方々、お取引先の皆様と手を取り様々な活動を行ってまいりました。また、信用組合業界を通じてお寄せいただいた御見舞金の一部を、津波による甚大な被害を受けた沿岸地域の7地区に対し、復興への一助として贈呈しております。

また、信用組合業界の統一スキームとして信用組合業界の中央団体である全国信用組合中央協会（以下「全信中協」という。）が設けた東日本大震災の被災者支援を目的とした「復興定期・希望」の取り扱いを、平成23年6月より全国68の信用組合で開始しており、当信用組合も平成23年8月より、平成24年3月30日までの期間で募集を開始し、預入金額に応じた一定割合の額を寄付金として被災地に贈ることにしております（平成23年10月末現在契約残高2,352百万円）。

（B）信用組合業界の取組み

信用組合業界では、東日本大震災の発生を受け、全国の信用組合やその役職員からの第一次分の義捐金を取り纏め、平成23年5月に日本赤十字社を通じて被災地に贈呈したほか、同年10月には全信中協が日本赤十字社や福島県に寄付金を贈呈しております。

また、被災地のコミュニティ復興や、子供の学び・遊びを支える文部科学省主導の官民連携コンソーシアム「プロジェクト結（ゆい）」の活動に賛同し、活動資金を提供するなど、信用組合業界を挙げての被災地支援に取り組んでおります。

（4）その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

当信用組合は、地域金融機関として金融商品による支援は勿論のこと、これまで培ってきた各種団体や地域の商工会議所・商工会等との連携を活かしながら、地域経済の再生と活性化に向け取り組んでまいる所存です。

① 創業又は新事業の開拓に対する支援にかかる機能の強化の方策

当信用組合では、地域活性化の一助として、顧問契約を締結している中小企業診断士が事業計画策定から融資後のフォローアップまでトータルサポートする創業・新事業支援資金（商品名「フロンティア」）を提供しております。

創業・新事業支援資金「フロンティア」実績（平成23年9月末実績）

実行件数	6件	実行金額	32百万円
------	----	------	-------

今後もこの取組みを継続し、商工会議所等各種団体との連携を図り、情報の集積・発信機能（創業・新事業の開拓に役立つ情報提供等）を強化するとともに、商工会議所・商工会ならびに（社）いわき产学官ネットワーク協会の専門家を交えた相談態勢のもと、創業・新事業の開拓に対する支援を実施してまいります。

② 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援にかかる機能の強化の方策

震災からの復興が長期化することが見込まれる中で、中小・零細事業者が抱える経営問題は時々刻々と変化しており、当信用組合に対しましても、事業再建や経営改善に向けた多種多様な金融支援が求められていると認識しており、以下のような取組みを積極的に実施してまいります。

ア. 専門家同行によるコンサルティングの実施

事業再建や経営改善支援にかかる経営相談につきましては、事業支援部が中心となり、外部専門家（中小企業診断士等）を交え、営業店とお取引先が一体となって解決に資する支援に取り組んでおります。

平成 23 年度コンサルティング実績（平成 23 年 9 月末実績）

コンサルティング実施件数	48 件
--------------	------

引き続き、お取引先の震災からの復興ステージに応じた事業再建や経営改善に向け、当面の運転資金のほか、財務内容改善をはじめとする経営改革や改善計画についての提案・助言等を積極的に実施してまいります。

イ. 各種情報提供の実施

復興にかかる融資制度をはじめ各種給付金・助成金等を取りまとめた「いわしん災害復興支援ガイド」を活用し、タイムリーな情報の提供を積極的に行ってまいります。また、中小企業基盤整備機構等と連携し、中小・零細事業者を対象とした外部専門家（税理士、中小企業診断士等）による経営セミナーを引き続き開催してまいります。

ウ. ビジネスマッチング交流会の実施

当信用組合では、お取引先の販路・仕入先の拡大など様々なビジネスニーズに対応するため、経営者交流会である「うるしの実クラブ」会員を中心としたビジネスマッチング交流会を平成 19 年度よりこれまで通算 5 回開催しております。

す。今後も会員間の情報交換、そして新たなビジネスチャンス拡大に向け、交流会を実施してまいります。

③ 早期の事業再生に資する方策

当信用組合では、お取引先の状況を総合的に勘案したうえで、財務改善等の経営改善計画の策定支援や定期的なモニタリング等の取組みを実施しております。

今後は、内部体制の強化や外部機関との連携により、お取引先の早期の事業再生に向けた対応の強化を図ってまいります。（詳細は、P21～22の「力、被災を受けたお取引先の事業再生に向けての支援」に記載しております。）

④ 事業の承継に対する支援にかかる機能の強化の方策

当信用組合では、前記の通り、事業承継に対する支援として、これまでにお取引先に対する、中小企業診断士の派遣サービスによる相談対応を行っております。

今回の震災を契機として事業承継に関する支援ニーズはさらに拡大しているものと思われますことから、引き続き、外部機関と連携するなどして、課題解決に向けて積極的に取組んでまいります。

第5 全信組連による優先出資の引受にかかる事項

(1) 優先出資の金額・内容

1. 種類	社債型非累積的永久優先出資
2. 申込期日（払込日）	平成24年1月18日（水）（予定）
3. 発行価額 非資本組入額	1口につき10,000円（額面金額1口500円） 1口につき5,000円
4. 発行総額	20,000百万円
5. 発行口数	2,000,000口
6. 配当率	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト (平成24年3月31日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、払込期日から平成24年3月31日までの間の日数で日割り計算により算出される割合とする。 ただし、日本円TIBOR(12ヶ月物)または8%のうちいざれか低い方を上限とする。)
7. 累積条項	非累積的
8. 参加条項	非参加
9. 残余財産の分配	残余財産の分配は、定款に定める方法に従い、次に掲げる順序によりこれを行うものとする。 ① 優先出資者に対して、優先出資の額面金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する。 ② 優先出資者に対して、優先出資の払込金額から額面金額を控除した金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する（当該優先出資の払込金額が額面金額を超える場合に限る。）。 ③ 前①及び②の分配を行った後、なお残余があるときは、払込済みの普通出資の口数に応じて按分して組合員に分配する。 ④ 残余財産の額が前①及び②により算定された優先出資者に対する分配額に満たないときは、優先出資者に対して、当該残余財産の額をその有する口数に応じて分配する。

(2) 金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方法

① 必要資本額の根拠

当信用組合の平成23年3月期の自己資本比率は7.23%と、国内基準である4%を上回っており、健全性の面で懸念はないと認識しております。

しかしながら、当信用組合の主要な営業エリアである福島県いわき市、広野町及び楢葉町は、東日本大震災により多くのお取引先が被災し、また、二次的被害である原発事故の影響もあり、当信用組合が保有する被災債権は1,210先、263億円と、早急な復興・地域再生への着手が求められる事態となっております。

また、当信用組合自体も19店舗中、4店舗が津波による被害を受けたほか、1店舗が原発被害(20km圏内にて立入禁止区域)の影響を受け、その他の14店舗においても震災の影響(建物の損傷等)を大きく受けました。

その中で、当信用組合には、地域の中小・零細事業者への事業再生・改善資金、個人への生活再建資金等の必要な資金を充分に供給し、各種需要に迅速かつ円滑に応えていくことが求められております。

さらに、今後の震災の影響の広がりや復興期間の見通し、原発問題による風評リスクの解消や立入禁止区域圏内への帰宅等の目途が立たない中では、将来に向けた予防的な観点からも、自己資本の充実を図ることが不可欠です。

このため、現状把握できている263億円の被災債権について、現時点の保全状況を踏まえ、潜在的なリスクが将来的に顕在化したとしても、十分な自己資本を確保できるようにするとの考え方に基づき、今般、優先出資200億円の発行による資本支援を求める決断をしました。

平成24年3月期決算では、与信費用等の増加を背景に、17億円程度の当期純損失の計上を見込んでおりますが、今般の資本増強により、同期の当信用組合の純資産額は245億円程度まで増加すると見込まれ、将来に懸念を持つことなく、地域における今後の復興需要に十分耐えうる強固な財務基盤を備えることができると思っております。

② 当該自己資本の活用方針

今般の資本増強により、将来に向けた経営の安定を確保することが可能となりますので、今後は、地域復興・再生を担う地域金融機関の責務を自覚し、当信用組合の営業エリアである震災及び原発事故の被害を受けた地域における経済の重建・再興と、被災されたお取引先への信用供与の維持・拡大ならびにきめ細やかな金融サービスの提供等、震災復興にかかる諸施策に継続的に取り組んでまいります。

第6 剰余金の処分の方針

当信用組合は、これまで、地域に根差した協同組織金融機関として、お取引先の皆様から出資金をお預かりして信用組合事業を行い、利益剰余金の中から配当金をお支払いしてまいりました。

震災直後の平成23年3月期につきましても、その時点では、地震・津波による被害状況のほか、福島第一原発事故による放射能漏れやそれに伴う風評リスク問題の影響等を十分に把握できる状況になく、震災関連の損失の計上は固定資産関連の一部に止まり、配当原資の確保が可能となったことから、有配としました（ただし、震災の影響等を考慮し通常2%の配当率を1%としました）。

しかしながら、現時点では、取引先の被災状況等が次第に明らかになってきており、平成24年3月期決算は、与信費用ならびに固定資産関連損失の増加を背景に、17億円程度の当期純損失を計上することとなると見込んでおります。このため、当期の配当は無配とする方針ですが、当期に発生する繰越損失については、平成24年6月開催予定の定時総代会の承認等を経て、利益余剰金の取崩し等により全額を一掃し、配当に向けた態勢を整備してまいります。

今後につきましては、被災された中小・零細事業者や個人のお客様に対し、迅速かつ円滑な金融仲介機能を充分に発揮し、復興に向けた積極的なフォローを万全の態勢で行っていくために、金融機能強化法に基づく資本参加を受けることを踏まえ、強化計画の実践による地域経済の再興を進める中で、収益力を漸次回復し、安定した配当を平成25年3月期末配当より実施・継続できるよう取り組むとともに、優先出資の返済を目指してまいりたいと考えております。

第7 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保の方策

（1）経営管理にかかる体制及び今後の方針

① ガバナンス体制

当信用組合では、重要な経営上の意思決定機関として、常勤理事8名と非常勤理事3名で構成する理事会を設置し、業務執行に関する重要事項を決定しております。なお、常勤監事1名と非常勤監事2名も、理事会に出席して意見を述べることにより、経営管理の強化に努めております。また、常勤理事ならびに常勤監事及び各部長等で構成する常務会を毎週開催して、日常的な業務執行を担っております。さらに、代表理事及び理事総務部長で構成する経営戦略会議を定期的に開催して、経営管理態勢の強化を図っております。

理事会では、「コンプライアンス管理規程」や「リスク管理基本方針」、「統合的リスク管理基本方針」、「自己資本管理方針」を制定し、その重要性について支店

長会議等機会あるごとに全役職員に対して周知徹底することで、透明性のある業務運営と、適切な経営管理態勢の確保に努めています。

② 内部監査

当信用組合では、内部監査部署である監査部を理事長直属の組織とし、その独立性を確保しております。

監査部は、「監査規程」及び「内部監査実施要領」に基づく監査を通じて、各部店における内部管理態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢及びリスク管理態勢の適切性・有効性の検証評価及び改善事項の提言・勧告を通じて不正過誤を防止し、業務運営の健全性の確保に努めています。

③ 今後の方針

上記の経営管理体制による適切な組合運営に加え、強化計画につきましては、主管部署である総務部が進捗状況を取りまとめのうえ常務会に報告し、常務会において一元的に管理を行ってまいります。

また、強化計画に掲げる施策への取組みが不十分な場合には、常務会において施策の検証を行い、原因究明と改善策を検討・協議し、牽制機能を強化して進捗管理に努めてまいります。

(2) 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針

① 内部監査体制

当信用組合では、理事の業務執行の適切性を確保するために常勤監事1名、非常勤監事1名、員外監事1名を選任しており、各種会議や常務会・理事会に出席して、適宜所見を述べております。また、監事会の開催のほか、当信用組合の内部管理部門である監査部やコンプライアンス部門・法務部門である総務部と連携し、業務執行の適切性が確保されているか検証し、その結果を理事会へ報告しております。

また、適宜全役職員を対象とするコンプライアンス研修を行い理事の善管注意義務や理事同士に牽制機能が働くよう意識の確保に努めています。

② 外部監査体制

当信用組合は、新日本有限責任監査法人と監査契約しており、監査部は同監査法人の監査講評に同席し監査に反映させるとともに業務の改善に役立てています。

③ 今後の方針

上記の監査体制の適切な運用に加え、強化計画の進捗状況の管理・監督、経営戦略や基本方針についての客観的な立場で評価・助言・指導を受け、経営の客観性・透明性を高め、役職員の業務に対する意識の向上を図るべく、信用組合業界の系統中央金融機関である全信組連の経営指導を定期的に受けるとともに、原則として毎年、監査機構監査を受査してまいります。

(3) 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況ならびにこれらに対する今後の方針

① 信用リスク管理

当信用組合では、融資審査に関する基本的行動指針である「クレジットポリシー」を制定するとともに、「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」を定め、与信管理の徹底や審査態勢の充実、モニタリング等により信用リスクの軽減を図っております。具体的には、関連先を含めた与信残高が、正常先2億円以上、要注意先及び破綻懸念先1億円以上の先について、「大口与信状況表」を作成し、本部所管部署（審査部）において、債務者の状況、今後の見通し、取引方針等にかかる報告を四半期ごとに営業店より受け検証したうえで、常務会に報告しております。また、業種別貸出残高状況について、四半期ごとに審査部で分析をしたうえで、半年ごとに常務会に報告し、特定の業種への与信集中防止に努めております。さらに、特定の取引先・企業グループへの与信が集中することにより、過大な損失が発生するリスクを回避するため、与信リミット（最高限度）を一社及び企業グループを併せ原則10億円と定めて管理しております。

今後も、クレジットポリシー等に沿った厳格な運用に努めるとともに、必要に応じて管理態勢の改善を図るなど、引き続き信用リスク管理の徹底に取り組んでまいります。

② 市場リスク管理

当信用組合では、市場リスクの適切な管理と検証を行っていくために、「市場リスク管理規程」を定めております。また、余裕資金の効率的かつ安全な運用を図るための「余裕資金運用規程」を定め、全信組連定期預金を中心に安全性を重視し運用を行っております。

また、リスク管理部署（事務管理部）によるモニタリングを実施し、その結果をALM委員会を通じて常務会及び理事会へ報告することで、経営陣が適切に評価・判断できる体制を整えるとともに、マーケット環境の変化による時価が大きく変動した場合への備えとして、ロスカットルールやストレステストなどを設け

ております。

今後も、規程に沿った運用に努めるとともに、必要に応じて管理態勢の改善を図るなど、引き続き市場リスク管理の徹底に取り組んでまいります。

③ 流動性リスク管理

当信用組合では、直面する流動性リスクを適切に管理していくための「流動性リスク管理マニュアル」を策定し、日次で資金の動きをモニタリングする体制としております。

これにより、資金面で重大な動きがある場合には、速やかに担当理事を通じて理事長に報告するなど迅速な対応をとることが可能となっております。また、常務会に毎週報告しており、資金繰りの安定化が図られております。

なお、震災発生後の流動性預金の動向につきましては、震災に伴う保険金の支払いや原発事故に対する賠償金の一部支払い等により増加傾向となっておりますが、今後、震災からの復興の動きが顕著となるに従い、漸減すると考えております。このため、預金の減少を想定した資金運用により、流動性の確保を最優先に対応してまいります。

④ オペレーション・リスク管理

当信用組合では、オペレーション・リスクの総合的な管理の重要性に鑑み、事務・システム・法務などの各リスクに分類し、各種リスクの特性や統制の有効性などに応じた個別の管理を行っていくことにより、全体のリスク管理の適正性を確保しながら、当該リスクの発生防止と発生時における想定損失額を極小化することで、お客さまからの信用・信頼を高め、経営の維持・安定を図っております。

具体的には、オペレーション・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクに分類し、各リスクについて、所管部署を定めております。

所管部署は、各種規程、マニュアルを遵守させる取組みを強化しており、リスクの極小化及び顕在化の未然防止に努めています。

さらに、事務リスクの未然防止における対応といたしまして、全ての事務ミスに対して発生原因の分析を行い、常務会へ報告するとともに、全部店に周知することで、類似事案の再発防止と注意喚起を行っております。

今後も、規定に沿った運用に努めるとともに、必要に応じて管理態勢の改善を図るなど、引き続きオペレーション・リスク管理の徹底に取り組んでまいります。

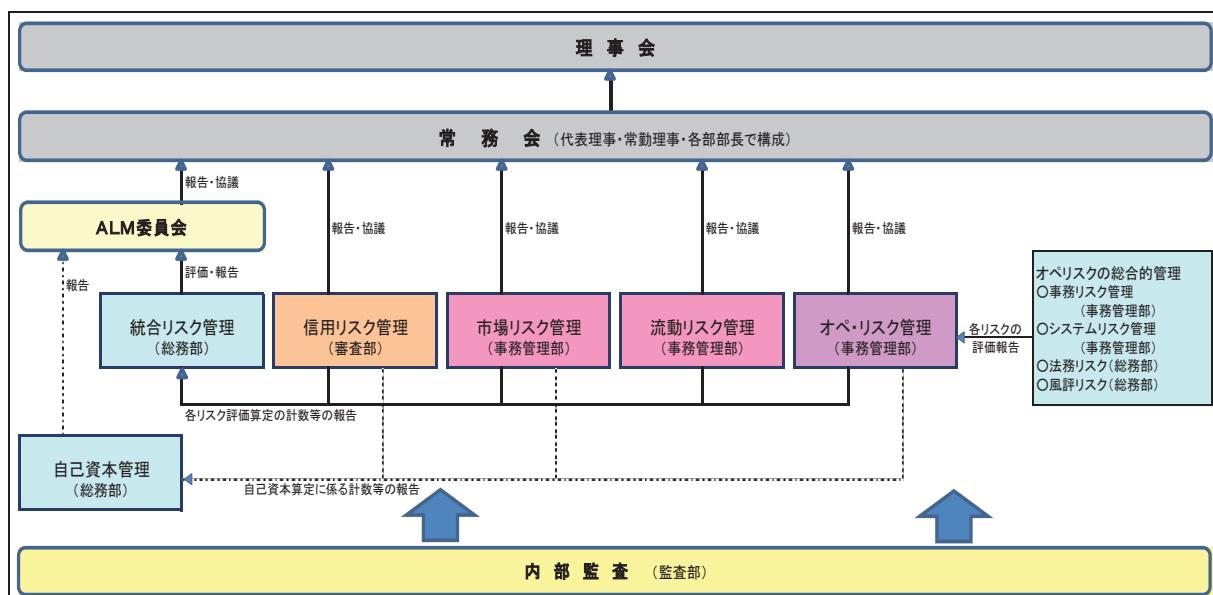
⑤ 情報開示の充実

当信用組合は、相互扶助を理念とする地域密着型の金融機関として、社会的使命と公共性の自覚と責任を持ち、常に健全経営に努めております。地域の住民や法人であるお取引先や組合員の皆様に対し、特性や独自性を発揮している、当信用組合への理解をより深めていただき、また、経営の透明性を確保するためにも、迅速かつ充実した経営情報を開示し、日々、積極的な営業活動に前向きに取り組んでおります。

今後とも、従来と同様、ディスクロージャー誌については、決算期ごとに法令で定められた開示項目以外にも、経営理念、経営方針、役職員の考動指針「私たちいわしんの宣言」、リスク管理態勢、コンプライアンス管理態勢の状況をはじめ、震災時の対応や復興状況、地域経済への貢献に関する情報（ボランティア活動、あんしん・ふれ愛訪問活動他）等を分かりやすく伝えられるように作成し、窓口に備え置くほか、当信用組合のホームページ上でも公開いたします。

また、9月期においても経営内容に関するレポートを作成し、窓口に備え置き情報開示してまいります。

【リスク管理及び自己資本管理体制・イメージ図】



以上

内閣府令附則第18条第1項第2号に掲げる書類

- 最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等、当該貸借対照表等の作成の日における自己資本比率を記載した書面、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

第63期(平成23年3月31日現在)貸借対照表

平成23年5月16日作成 平成23年6月22日備付	住信組合事理長	所名江尻次郎	福島県いわき市小名浜花畠町2番地の5 いわき信用組合印
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現預け金	3,983,017千円	預金積金	143,217,787千円
有価証券	36,232,486	当座預金	1,253,648
国債	8,954,171	普通預金	42,426,953
地方債	1,133,591	貯蓄預金	81,476
公社株	1,389,107	通知預金	60,002
その他証券	2,198,100	定期預金	90,106,550
	258,300	定期積金	9,093,183
	3,975,072	その他の預金	195,973
貸出金	102,058,076	借用金	2,000,000
割引手形	769,444	当座借越	2,000,000
手形貸付	14,731,782	その他の負債	759,538
証書貸付	84,540,100	未決済為替借	23,490
当座貸越	2,016,748	未払費用	366,724
その他の資産	1,476,925	給付補てん備金	63,477
未決済為替貸	7,212	未払法人税等	3,866
全信組連出资金	483,300	前受収益	100,594
前払費用	43	払戻未済金	92,592
未収収益	557,389	職員預り金	49,306
その他の資産	428,979	資産除去債務	16,590
有形固定資産	2,361,543	その他の負債	42,894
建物	917,450	賞与引当金	16,977
土地	1,207,238	退職給付引当金	118,154
その他の有形固定資産	236,853	役員退職慰労引当金	119,090
無形固定資産	7,039	睡眠預金払戻損失引当金	5,271
その他の無形固定資産	7,039	偶発損失引当金	6,623
繰延税金資産	398,985	災害損失引当金	53,993
債務保証見返	434,839	再評価に係る繰延税金負債	144,572
貸倒引当金	△2,867,953	債務保証	434,839
(うち個別貸倒引当金)	(△2,038,672)	負債の部合計	146,876,848
		(純資産の部)	
出資	4,237,902		
普通出資金	4,237,902		
利益剰余金	1,877,060		
利益準備金	1,516,500		
その他利益剰余金	360,560		
特別積立金	585,000		
当期未処理損失金	224,439		
組合員勘定合計	6,114,962		
その他有価証券評価差額金	△145,829		
土地再評価差額金	193,150		
評価・換算差額等合計	47,321		
純資産の部合計	6,162,283		
資産の部合計	153,039,131	負債及び純資産の部合計	153,039,131

(注)

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っています。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 712百万円

当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 1,050百万円

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条1号及び3号、5号に定める公示価格又は固定資産評価に基づいて合理的な調整を行って算出する方法および不動産鑑定士の鑑定価格による方法

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価格の合計額との差額 △435百万円

4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 - 38年～39年

その他 - 4年～20年

5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次の通り計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当しております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

なお、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びその後に東京電力福島第一原子力発電所で発生した事故の影響により、被災地の債務者の一部について連絡が一時的にとれないと認められること及び原子力発電所の半径20km圏内に設定された警戒区域内への立入が禁止されていることから、当該債務者の実態把握又は担保物件の実査・再評価が一時的に困難となっております。そのような債務者に対する債権については、期末日までに把握している債務者の情報及び担保評価に基づいて自己査定を行い、引当を行っております。

また、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,061百万円であります。

6. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

7. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、必要額を計上しております。

なお、当組合は複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成22年3月31日現在）

年金資産の額 301,976百万円

年金財政計算上の給付債務の額 338,625百万円

差引額 △36,648百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日） 1.016%

(3) 補足説明

上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高16,623百万円及び繰越不足金20,024百万円である。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間10年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金200百万円を費用処理している。

なお、上記（2）の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しない。

8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
9. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
10. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
11. 災害損失引当金は、東日本大震災により被災した資産の原状回復等に備えるため、当事業年度末における見積額を計上しております。
- (追加情報)
平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、当組合の固定資産は破損等の被害を受けました。被災した資産に係る原状回復のための補修工事等の支出に備えて、当事業年度より災害損失引当金を計上しております。
12. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込み方式によっております。
14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 78百万円
15. 子会社等の株式又は出資金の総額 3百万円
16. 子会社等に対する金銭債務総額 6百万円
17. 有形固定資産の減価償却累計額 2,196百万円
18. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,365百万円、延滞債権額は12,156百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
19. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は23百万円であります。
なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,600百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
21. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は16,145百万円であります。
なお、18.から20.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
22. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、複合複写機他についてリース契約により使用しております。
23. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は、769百万円であります。
24. 担保に提供している資産は次の通りであります。
・担保提供している資産 預け金 9,841百万円（信組保障基金保証金、信組内国為替運営機構保証金、日銀歳入復代理店保証品、福島県公金取扱担保、当座借越担保）
25. 出資1口当たりの純資産額は727円04銭です。
26. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3) 金融商品にかかるリスク管理体制
①信用リスクの管理
当組合は、融資規程及び信用リスク管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、審査部のほか各営業店により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、管理部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、事務管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 價格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常務会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用規程に従い行われております。このうち、事務管理部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。事務管理部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。これらの情報は事務管理部を通じ、理事会及び常務会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当組合では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」、及び「借用金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるように管理しております。

当組合のVaRは「預け金」、「貸出金」、「預金積金」及び「借用金」についてモンテカルロ・シミュレーション法（保有期間20日、信頼区間99%、観測期間1年）により、「有価証券」について分散共分散法（保有期間20日、信頼区間99%、観測期間1年）により算出しており、平成23年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当組合の市場リスク量（損失額の推定値）は全体で399百万円です。

なお、当組合では、「有価証券」について、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストィングを実施しており、平成22年度に関して実施したバックテストィングの結果、実際の損失がVaRを超えたのは7回であり、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達にかかる流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち預け金、貸出金及び預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	36,232	36,671	439
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,700	1,472	△228
その他有価証券	7,157	7,157	—
(3) 貸出金	102,058		
貸倒引当金	△2,867		
	99,190	102,897	3,707
金融資産計	144,280	148,198	3,918
(1) 預金積金	143,217	143,479	262
(2) 借用金	2,000	2,000	—
金融負債計	145,217	145,479	262

(注) 1. 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

①預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

②有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については28.に記載しております。

③貸出金

貸出金は、以下の(i)～(ii)の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

(i) 6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュフローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

(ii) (i)以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュフローを作成し、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

①預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュフローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利（LIBOR）で割り引いた価額を時価とみなしております。

②借用金

借用金については、帳簿価額を時価としております。

(2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	91
組合出資金	4
合計	95

(注) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

28. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次の通りであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時価	差額
国債	599	605	5
小計	599	605	5

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時価	差額
その他	1,100	866	△233
小計	1,100	866	△233
合計	1,700	1,472	△228

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(4) その他有価証券

(単位：百万円)

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
債券	2,754	2,686	67
国債	533	522	10
地方債	1,197	1,168	28
社債	1,023	995	27
その他	1,383	1,295	88
小計	4,138	3,981	156

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株 式	1 6 7	1 9 1	△ 2 3
債 券	1, 3 6 6	1, 3 8 7	△ 2 0
地方債	1 9 2	2 0 0	△ 7
社 債	1, 1 7 4	1, 1 8 7	△ 1 2
その他	1, 4 8 5	1, 7 4 4	△ 2 5 9
小 計	3, 0 1 9	3, 3 2 2	△ 3 0 3
合 計	7, 1 5 7	7, 3 0 4	△ 1 4 6

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

29. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

30. 当期中に売却したその他有価証券は次の通りであります。

売却価額 1, 1 1 6 百万円 売却益 3 9 百万円 売却損 0 百万円

31. その他有価証券のうち、満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次の通りであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	(単位：百万円)
債 券	6 0 1	1, 8 2 5	1, 9 0 2	3 9 1	
国 債	6 0 1	3 3 2	1 9 9	—	
地方債	—	—	1, 1 9 7	1 9 2	
社 債	—	1, 4 9 2	5 0 5	1 9 9	
その他	—	1 0 3	6 0 1	2, 0 9 5	
合 計	6 0 1	1, 9 2 8	2, 5 0 4	2, 4 8 6	

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、5, 0 7 6 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが5, 0 7 6 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額ができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下の通りであります。

繰延税金資産

貸倒引当金限度超過額	2, 0 8 3 百万円
税務上の繰越欠損金	1 7 5
減価償却限度超過額	9 6
その他	1 9 0
繰延税金資産小計	2, 5 4 5
評価性引当額	△ 2, 1 4 6
繰延税金資産合計	3 9 8
繰延税金負債	—
繰延税金資産（負債）の純額	3 9 8 百万円

34. 当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。これにより、税引前当期純損失が1 6 百万円増加しております。

第63期 [平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで] 損益計算書平成23年5月16日作成
平成23年6月22日備付住 所 福島県いわき市小名浜花畠町2番地の5
信 用 組 合 名 い わ き 信 用 組
理 事 長 江 戸 次 郎
合 印

科 目	金 額
経常 収 益	3,640,032 千円
資 金 運 用 収 益	3,383,758
貸 出 金 利 息	2,895,916
預 け 金 利 息	330,763
有 価 証 券 利 息 配 当 金	137,662
そ の 他 の 受 入 利 息	19,416
役 務 取 引 等 収 益	195,650
受 入 為 替 手 数 料	112,477
そ の 他 の 役 務 収 益	83,173
そ の 他 業 務 収 益	44,397
国 債 等 債 券 売 却 益	30,366
そ の 他 の 業 務 収 益	14,030
そ の 他 経 常 収 益	16,225
株 式 等 売 却 益	10,838
そ の 他 の 経 常 収 益	5,386
経常 費 用	3,712,650
資 金 調 達 費 用	325,962
預 金 利 息	286,412
給 付 補 て ん 備 金 繰 入 額	39,250
借 用 金 利 息	61
そ の 他 の 支 払 利 息	239
役 務 取 引 等 費 用	309,876
支 払 為 替 手 数 料	38,035
そ の 他 の 役 務 費 用	271,840
そ の 他 業 務 費 用	650
国 債 等 債 券 売 却 損 用	600
そ の 他 の 業 務 費 用	50
経 人 件 費 用	2,108,842
物 件 費 金	1,242,607
税 費 金	821,245
そ の 他 経 常 費 用	44,989
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	967,317
貸 出 金 債 却	405,116
そ の 他 資 産 債 却	544,981
そ の 他 の 経 常 費 用	8,432
経特 常別 損 利 損 失 益	▲ 72,617
償 却 債 権 取 立 益	49,500
特 別 損 利 損 失 益	49,500
固 定 資 産 処 分 損 失	303,881
減 損	8,475
そ の 他 の 特 別 損 失	2,960
税 引 前 当 期 純 損 失	292,446
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,754
法 人 税 等 調 整	▲ 11,961
法 人 税 等 合	▲ 9,207
当 期 純 損 失	▲ 317,791
當 期 繰 越 損 失	93,351
當 期 未 処 理 損 失	▲ 224,439

(注)

-
1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 子会社等との取引による費用総額 16百万円
 3. 出資1口当たりの当期純損失 37円98銭
 4. 当事業年度において、以下の遊休資産について、市場価格の下落により投資額の回収が見込めないことから、当該帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(単位：百万円)

用 途	種 類	場 所	金 額
遊休資産	土地	いわき市内 3カ所	2

当組合における資産のグルーピングの方法は、原則として管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）により行っています。また、遊休資産については個別物件を単位として取り扱っており、本部関連資産は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。

なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であり不動産鑑定評価額より処分費用見込額を控除して算出しております。

5. 「その他の特別損失」の主な内容は、東日本大震災に起因して発生した災害損失275百万円であり、その内訳は、貸倒引当金繰入及び貸出金償却160百万円、資産損壊・滅失等61百万円、災害損失引当金繰入額53百万円であります。

剩 余 金 処 分 案

(単位：円)

当 期 未 处 理 損 失 金	224, 439, 868
特 別 積 立 金 取 崩 額	330, 000, 000
計	105, 560, 132
これを次のとおり処分します	
利 益 準 備 金	8, 300, 000
出 資 に 対 す る 配 当 金 (1 %)	41, 217, 073
計	49, 517, 073
次 期 繰 越 金	56, 043, 059

単体自己資本比率

(単位：千円)

項目	当期末	項目	当期末
(自 己 資 本)		他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	-
出 資 金	4,237,902	告示第14条第1項第3号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	-
非 積 積 的 永 久 優 先 出 資	-	告示第14条第1項第4号及び第5号に掲げるもの及びこれらに準ずるもの	-
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	-	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	-
資 本 準 備 金	-	内部格付手法採用組合において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	-
そ の 他 資 本 剰 余 金	-	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスボージャーの期待損失額	-
利 益 準 備 金	1,524,800	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスボージャー及び信用補完機能を持つI/Oストップス(告示第223条を準用する場合を含む。)	-
特 別 積 立 金	255,000	控除項目不算入額(△)	-
次 期 繰 越 金	56,043	(控除項目)計(D)	-
そ の 他	-	自己資本額(C)-(D)(E)	6,814,280
自 己 優 先 出 資 (△)	-		
自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	-	(リスク・アセット等)	
その他有価証券の評価差損(△)	-	資産(オン・バランス)項目	88,051,602
営 業 権 相 当 額 (△)	-	オフ・バランス取引等項目	393,285
の れ ん 相 当 額 (△)	-	オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た額	5,737,544
企 業 結 合 に よ り 計 上 さ れ る 無 形 固 定 資 产 相 当 額 (△)	-	信用リスク・アセット調整額	-
証 券 化 取 引 に よ り 増 加 し た 自 己 資 本 に 相 当 す る 額 (△)	-	オペレーションル・リスク相当額調整額	-
内部格付手法採用組合において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	-	リスク・アセット等計(F)	94,182,431
[基本的項目]計(A)	6,073,745		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	151,975		
一 般 貸 倒 引 当 金	829,280		
内部格付手法採用組合において、適格引当金が期待損失額を上回る額	-		
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	-		
告示第14条第1項第3号に掲げるもの	-		
告示第14条第1項第4号及び第5号に掲げるもの	-		
補 完 的 項 目 不 算 入 額 (△)	240,720		
[補完的項目]計(B)	740,535	T i e r 1 比率(A/F)	06.44%
自己資本総額(A)+(B)(C)	6,814,280	自 己 資 本 比 率 (E/F)	07.23%

- (注) 1. 本表には、協同組合による金融事業に関する法律第6条1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号。本表において「告示」という。)に基づき算出した数値を記載すること。
2. 「単体自己資本比率」とは、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第3号に規定する単体自己資本比率をいう。
3. 「その他有価証券の評価差損(△)」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。ただし、平成24年3月31日までの間は、平成20年金融庁告示第79号に基づく特例に従い、当該金額の記載を要しない。なお、特例を考慮しない場合の金額は次のとおり。
145,829千円
4. 本表において各種「不算入額(△)」を含む項目については、当該項目の構成項目は算入制限・除外規定等適用前の金額(グロス)を記載すること。
5. 「企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)」欄は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限り記載すること。
6. 「内部格付手法採用組合において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)」欄については、事業法人等向けエクスボージャー及びリテール向けエクスボージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る額が正の値である場合に限り記載すること。
7. 「内部格付手法採用組合において、適格引当金が期待損失額を上回る額」欄は、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスボージャー及びリテール向けエクスボージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回る額を記載すること。但し、告示第126条第1号に定める額の0.3%を限度とする。
8. 「[補完的項目]計(B)」欄には、「自己資本総額(A)+(B)(C)」欄に算入した金額を記載すること。「(控除項目)計(D)」欄には、「控除項目不算入額(△)」欄を除いた金額を記載すること。
9. 補完的項目に算入できる一般貸倒引当金の額は、自己資本比率の算式の分母(内部格付手法採用組合にあっては、当該分母のうち「信用リスク・アセットの額の合計額」については、標準的手法を適用する部分につき当該手法により算出した額の合計額とする。)の0.625%を限度とする。
10. 「告示第14条第1項第4号及び第5号に掲げるもの」欄については、累積的な減価後の計数であり、基本的項目の50%を超過している分を含む金額を記載すること。
11. 土地の再評価に関する法律の規定に基づき再評価した対象資産の時価が再評価後の帳簿価額を下回っている場合、その額は、次のとおり。
435,075千円
12. 信用リスクに関する記載：(標準的手法採用組合=1、基礎的内部格付手法採用組合=2、先進的内部格付手法採用組合=3)
1
13. オペレーションル・リスクに関する記載：(基礎的手法を使用=1、粗利益配分手法を使用=2、先進的計測手法を使用=3)
1

日計表 (資産・負債及び純資産)

いわき信用組合・平成23年11月末残

(単位: 円)

資産		負債及び純資産	
科目	金額	科目	金額
現金	2,182,801,769	預金	156,508,000,677
現金	2,182,801,769	当座預金	1,260,206,687
(うち小切手・手形)	(37,913,570)	普通預金	55,942,411,747
外國通貨		貯蓄預金	70,741,364
金		通知預金	100,949,179
預け金	60,400,756,188	別段預金	517,965,640
預け金	60,400,756,188	納税準備預金	46,532,651
(うち全信組連預け金)	(55,242,309,779)	「小計」	57,938,807,268
譲渡性預け金		定期預金	89,724,845,075
買入手形		定期積金	8,844,348,334
コールローン		「小計」	98,569,193,409
買現先勘定		非居住者円預金	
債券貸借取引支払保証金		外貨預金	
買入金銭債権		「小計」	
金銭の信託		譲渡性預金	
商品有価証券		借用金	15,100,000,000
商品国債		借入金	
商品地方債		当座借越	15,100,000,000
商品政府保証債		再割引手形	
その他の商品有価証券		売渡手形	
有価証券	13,354,832,061	コールマネー	
国債	1,122,716,215	売現先勘定	
地方債	1,321,804,144	債券貸借取引受入担保金	
短期社債	5,647,667,370	コマーシャルペーパー	
公社公団債	(720,000,000)	外国為替	
(金融債)	(303,095,000)	外國他店預り	
(その他社債)	(4,624,572,370)	外國他店借り	
株式	282,110,219	売渡外国為替	
貸付信託		未払外国為替	
投資信託	1,397,847,575	その他の負債	584,154,286
外國証券	3,578,579,368	未決済為替借	24,094,205
その他の証券	4,107,170	未払費用	366,724,920
貸出金	102,142,181,379	給付補てん備金	60,916,020
(うち金融機関貸付金)	()	未払法人税等	3,866,889
割引手形	580,986,505	前受収益	
手形貸付	14,711,648,895	未払諸税	8,353,904
証書貸付	85,284,562,905	未払配当金	12,179,721
当座貸越	1,564,983,074	払戻未済金	0
外国為替		払戻未済持分	416,000
外國他店預け		旧全国信組不動産未払割賦金	
外國他店貸		厚生年金基金未払割賦金	
買入外國為替		職員預り金	60,443,703
取立外國為替		先物取引受入証拠金	
その他の資産	1,545,668,741	先物取引差金勘定	
未決済為替貸	7,032,405	借入商品債券	
全信組連出資金	483,300,000	借入有価証券	
その他の出資金	3,000,000	売付商品債券	
前払費用		売付債券	
未収収益	557,389,482	金融派牛商品	
先物取引差入証拠金		リース債務	
先物取引差金勘定		資産除去債務	16,590,000
保管有価証券等		未払送金為替	
金融派牛商品		仮受金	30,568,924
仮払金	304,071,433	その他の負債	
その他の資産	190,875,421	本支店勘定	
本支店勘定		代理業務勘定	1,282,406
有形固定資産	2,446,388,692	賞与引当金	16,977,100
建物	981,403,104	役員賞与引当金	
土地	1,207,238,862	退職給付引当金	110,854,280
リース資産		役員退職慰労引当金	119,090,600
建設仮勘定	0	その他の引当金	65,888,739
その他の有形固定資産	257,746,726	特別法上の引当金	
無形固定資産	7,039,633	繰延税金負債	
ソフトウェア		再評価に係る繰延税金負債	144,572,643
のれん		債務保証	317,650,643
リース資産		負債	172,968,471,374
その他の無形固定資産	7,039,633	純資産	6,276,197,369
繰延税金資産	398,985,679	出資	4,247,204,000
再評価に係る繰延税金資産		普通出資	4,247,204,000
債務保証見返	317,650,643	優先出資	
貸倒引当金	△ 2,867,953,021	優先出資申込証拠金	
(うち個別貸倒引当金)	(△ 2,038,672,252)	資本剰余金	
その他の引当金		資本準備金	
		その他資本剰余金	
		利益剰余金	1,835,843,059
		利益準備金	1,524,800,000
		その他利益剰余金	311,043,059
		特別積立金	255,000,000
		(うち目的積立金)	()
		繰越金	56,043,059
		未処分剰余金	0
		自己優先出資	
		自己優先出資申込証拠金	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		土地再評価差額金	193,150,310
		負債及び純資産計	179,244,668,743
		期中損益	683,683,021
合計	179,928,351,764	合計	179,928,351,764

店舗数(店舗)
(うち本・支店(店舗))
(うち出張所(店舗))
出資口数(口)
組合員数(人)

16
16
0
8,494,408
39,136

常勤役職員数(人)
(うち役員(人))
(うち男性職員(人))
(うち女性職員(人))

218
9
145
64

日計表 (資産・負債及び純資産)

いわき信用組合・平成23年11月月中平残

(単位: 円)

資産		負債及び純資産		
科目	番号	金額	科目	番号
現金	1	2,157,361,769	預金	101
現金	2	2,157,361,769	当座預金	102
(うち小切手・手形)	3	(14,959,217)	普通預金	103
外國通貨	4		貯蓄預金	104
金	5		通知預金	105
預け金	6	60,095,718,573	別段預金	106
預け金	7	60,095,718,573	納税準備預金	107
(うち全信組連預け金)	8	(54,525,265,935)	[小計]	108
譲渡性預け金	9		定期預金	109
買入手形	14		定期積金	110
コールローン	15		[小計]	111
買現先勘定	16		非居住者円預金	112
債券貸借取引支払保証金	17		外貨預金	113
買入金銭債権	18		[小計]	114
金銭の信託	19		譲渡性預金	117
商品有価証券	21		借用金	121
商品国債	22		借入金	122
商品地方債	23		当座借越	123
商品政府保証債	24		再割引手形	124
その他の商品有価証券	26		売渡手形	125
有価証券	31	13,339,087,360	コールマネー	126
国債	32	1,122,716,215	売現先勘定	127
地方債	33	1,335,446,010	債券貸借取引受入担保金	128
短期社債	34		コマーシャルペーパー	129
社債	35	5,617,717,470	外国為替	131
(公社公団債)	36	(720,000,000)	外他店預り	132
(金融債)	37	(303,095,000)	外他店借	133
(その他社債)	38	(4,594,622,470)	売渡外國為替	134
株式	39	282,110,219	未払外國為替	135
貸付信託	40		その他の負債	136
投資信託	41	1,398,410,908	未決済為替借	137
外国証券	42	3,578,579,368	未払費用	138
その他の証券	43	4,107,170	給付補てん備金	139
貸出金	51	102,171,105,997	未払法人税等	140
(うち金融機関貸付金)	52	()	前受収益	141
割引手形	53	584,191,671	未払諸税	142
手形貸付	54	14,569,422,838	未払配当金	143
証書貸付	55	85,451,757,888	払戻未済金	144
当座貸越	56	1,565,733,600	払戻未済持分	145
外国為替	61		旧全国信組不動産未払割賦金	146
外他店預け	62		厚生年金基金未払割賦金	147
外他店貸	63		職員預り金	148
買入外國為替	64		先物取引受入証拠金	149
取立外國為替	65		先物取引差金勘定	150
その他の資産	66	1,518,731,191	借入商品債券	151
未決済為替貸	67	7,292,767	借入有価証券	152
全信組連出資金	68	483,300,000	売付商品債券	153
その他の出資金	70	3,000,000	売付債券	154
前払費用	71		金融派生商品	155
未収収益	72	557,389,482	リース債務	156
先物取引差入証拠金	73		資産除去債務	157
先物取引差金勘定	74		未払送金為替	158
保管有価証券等	75		仮受金	159
金融派生商品	76		その他の負債	160
仮払金	77	276,873,521	本支店勘定	161
その他の資産	78	190,875,421	代理業務勘定	162
本支店勘定	79		賞与引当金	163
有形固定資産	80	2,445,622,355	役員賞与引当金	164
建物	81	980,619,104	退職給付引当金	165
土地	82	1,207,238,862	役員退職慰労引当金	166
リース資産	83		その他の引当金	167
建設仮勘定	84	0	特別法上の引当金	168
その他の有形固定資産	85	257,764,389	繰延税金負債	169
無形固定資産	86	7,039,633	再評価に係る繰延税金負債	170
ソフトウェア	87		債務保証	171
のれん	88		負債計	172
リース資産	89		純資産	173
その他の無形固定資産	90	7,039,633	出資金	174
繰延税金資産	92	398,985,679	普通出資金	175
再評価に係る繰延税金資産	93		優先出資金	176
債務保証見返	94	323,188,866	優先出資申込証拠金	181
貸倒引当金	95	△ 2,867,953,021	資本剰余金	182
(うち個別貸倒引当金)	96	(△ 2,038,672,252)	資本準備金	183
その他の引当金	97		その他資本剰余金	184
			利益剰余金	185
			利益準備金	186
			その他利益剰余金	187
			特別積立金	188
			(うち目的積立金)	189
			繰越金	190
			未処分剰余金	191
			自己優先出資	192
			自己優先出資申込証拠金	193
			その他有価証券評価差額金	194
			繰延ヘッジ損益	195
			土地再評価差額金	196
			負債及び純資産計	197
			期中損益	198
合計	98	179,588,888,402	合計	199

日計表(平成 23年 11月末現在)

(損益勘定)

コード番号 2092

都道府県名 福島県
組合名 いわき信用組合

科 目	金 額
預 金 積 金 利 息	236,542,812 円
預 金 利 息	212,392,431
給 付 補 てん 備 金 繰 入 額	24,150,381
譲 渡 性 預 金 利 息	
借 用 金 利 息	49,589
借 入 金 利 息	
当 座 借 越 利 息	49,589
再 割 割 引 料	
売 渡 手 形 利 息	
コ ー ル マ ネ 一 利 息	
売 現 先 利 息	
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	
コ マ シ ャ ル ・ ペ ー パ ー 利 息	
金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	
そ の 他 の 支 払 利 息	132,459
人 件 費	757,113,440
報 酬 ・ 給 料 ・ 手 当	620,430,167
退 職 給 付 費 用	3,789,863
社 会 保 険 料 等	132,893,410
物 件 費	475,803,217
事 務 費	168,140,313
固 定 資 産 費	129,506,745
事 業 費	86,808,811
人 事 厚 生 費	31,444,848
預 金 保 険 料	59,902,500
有 形 固 定 資 産 償 却	
無 形 固 定 資 産 儻 却	
税 金	32,781,317
(うち法人税、住民税及び事業税)	(8,311,423)
役 務 取 引 等 費 用	185,269,818
支 払 為 替 手 数 料	25,362,250
そ の 他 の 支 払 手 数 料	1,390,134
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	158,517,434
そ の 他 業 務 費 用	31,021
外 国 為 替 売 買 損	
外 国 通 貨 売 買 損	
金 売 買 損	
商 品 有 価 証 券 売 買 損	
国 債 等 債 券 売 却 損	
国 債 等 債 券 償 戻 損	
国 債 等 債 券 儻 却	
有 価 証 券 借 入 料	
金 融 派 生 商 品 費 用	
雜 損	31,021
臨 時 費 用	35,179,360
貸 出 金 償 却	
株 式 等 売 却 損	
株 式 等 儻 却	
金 錢 の 信 記 運 用 損	
そ の 他 資 産 儻 却	
退 職 給 付 費 用 (臨 時 分)	2,410,503
そ の 他 の 臨 時 費 用	32,768,857
特 別 損 失	490,094
固 定 資 産 処 分 損	490,094
減 損 損 失	
そ の 他 の 特 別 損 失	0
引 当 金 繰 入 額 等	0
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	
(うち個別貸倒引当金繰入額)	()
賞 与 引 当 金 繰 入 額	
役 員 賞 与 引 当 金 繰 入 額	
役 員 退 職 慰 劳 引 当 金 繰 入 額	
金 融 商品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	
そ の 他 の 引 当 金 繰 入 額	
そ の 他	
法 人 税 等 調 整 額	
損 失 計	1,723,393,127
期 中 損 益	683,683,021
合 計	2,407,076,148

利 益	金 額
貸 出 金 利 息	1,830,541,356 円
(うち金融機関貸付金利息)	()
貸 付 金 利 息	1,811,825,221
手 形 割 引 料	18,716,135
預 け 金 利 息	240,506,187
譲 渡 性 預 け 金 利 息	240,506,187
買 入 手 形 利 息	
コ ー ル ロ ー ン 利 息	
買 現 先 利 息	
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	108,994,481
金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	
そ の 他 の 受 入 利 息	19,390,750
(うち買入金銭債権利息)	()
(うち出資配当金)	(19,332,000)
(うち受入雑利息)	(58,750)
役 務 取 引 等 収 益	122,685,171
受 入 為 替 手 数 料	72,400,841
そ の 他 の 受 入 手 数 料	47,733,996
そ の 他 の 役 務 取 引 等 収 益	2,550,334
そ の 他 業 務 収 益	5,164,916
外 国 為 替 売 買 益	
外 国 通 貨 売 買 益	
金 売 買 益	
商 品 有 価 証 券 売 買 益	
国 債 等 債 券 売 却 益	
国 債 等 債 券 償 戻 益	
有 価 証 券 貸 付 料	
金 融 派 生 商 品 収 益	
雜 益	5,164,916
臨 時 収 益	19,993,872
株 式 等 売 却 益	
金 錢 の 信 託 運 用 益	
そ の 他 の 臨 時 収 益	19,993,872
特 別 利 益	59,799,415
固 定 資 産 処 分 益	
負 の の れ ん 発 生 益	
償 却 債 権 取 立 益	7,648,063
そ の 他 の 特 別 利 益	52,151,352
引 当 金 取 崩 額 等	0
貸 倒 引 当 金 取 崩 額	
(うち個別貸倒引当金取崩額)	()
賞 与 引 当 金 取 崩 額	
役 員 賞 与 引 当 金 取 崩 額	
役 員 退 職 慰 劳 引 当 金 取 崩 額	
金 融 商品 取 引 責 任 準 備 金 取 崩 額	
そ の 他 の 引 当 金 取 崩 額	
目 的 積 立 金 目 的 取 崩 額	
そ の 他	
法 人 税 等 調 整 額	
利 益 計	2,407,076,148

店舗内現金自動設備	16 店	19 台
(うちCD	0 店	0 台)
(うちATM	16 店	19 台)
店舗外現金自動設備	4 店	4 台
(うちCD	0 店	0 台)
(うちATM	4	4 台)